

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年3月



株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式242,250千円（見込額）の募集及び株式42,750千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年3月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番5号

事業の内容

金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供

金融商品仲介業とは

- ・内閣総理大臣の登録を受け、有価証券の売買の媒介等の行為に係る業務を行う者
- ・証券会社の委託を受けて証券会社が取り扱う金融商品をお客様に仲介
- ・複数の証券会社と業務委託契約を締結することが可能
- ・独立・中立の立場から、金融商品・サービスの提案と取次ぎが可能
- ・2020年12月31日現在の登録業者数は881業者（法人612、個人269）

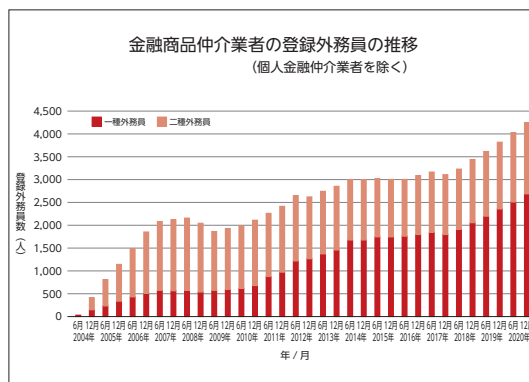
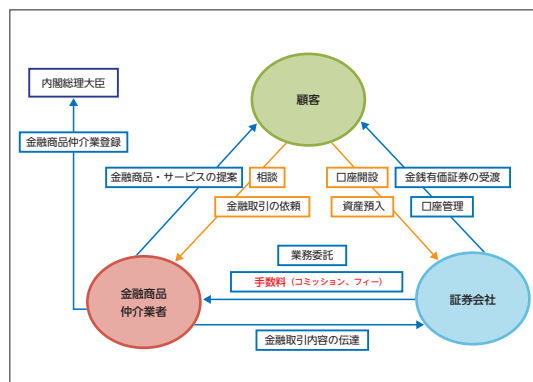
IFA（Independent Financial Advisor）とは

独立した立場で顧客へ金融商品・サービスの提案を行う金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の登録外務員

IFAの特徴

- ・特定の金融機関（証券会社等）に所属せず、独立した立場
- ・自社運用商品販売のしがらみがなく、顧客との利益相反が生じない
- ・金融機関のようなノルマに基づく営業がない
- ・会社都合の転勤がなく、顧客と長期にわたる接点継続が可能
- ・「金融機関の代理人」ではなく、「顧客の代理人」

（出所）みずほ総合研究所株式会社 独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）に関する研究より



IFAが求められる背景

顧客の最善の利益を追求する立場での総合的なアドバイザーの必要性

金融庁が求める顧客本位の業務運営の金融サービスの担い手としての存在感が高まり、その将来性が注目

IFAが増加する要因

IFAは顧客本位の業務運営を実現できる

大手金融機関「ノルマ」廃止の動きに対し、ビジネスモデルを転換するのは容易ではないとの報道
高い志を持って金融機関を退職しIFAとして独立する人、独立を検討する人が増加

事業の特徴

経営理念「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」

当社グループは、IFAビジネスこそが「真のお客様重視」を実現するものと確信し、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行い、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供を全国で展開しております。

また、当社は、お客様本位の業務運営の徹底を図るため、以下の方針を宣言し、お客様、IFA、そして当社がWin-Win-Winの関係を築くことに邁進してまいります。

お客様本位の業務運営に関する方針（フィデューシャリー宣言）

1. お客様の利益を最優先に考え行動します
2. IFAの独立性・中立性を堅持します
3. 投資・運用の専門家として技能向上に努めます
4. IFAの満足なくしてお客様重視の実現はできないと考えます
5. 日本のリテール金融を大きく変えるためにお客様本位を貫き通します

所属するIFAが

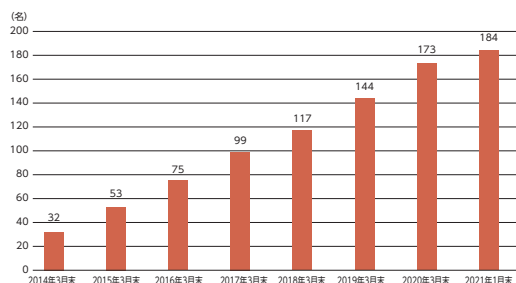
- ✓ ファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境を提供する
- ✓ より上質のアドバイス能力を自己研鑽できる環境を提供する

IFAと共に真のお客様重視を実現

IFAビジネスに関わるすべての人々が幸せになることを目指す

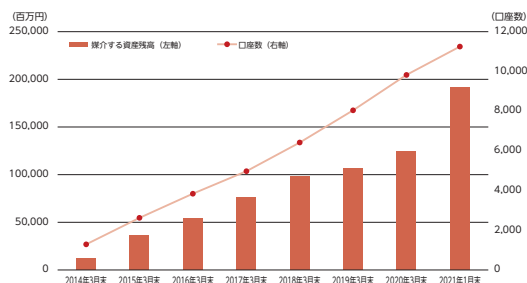
重要視する経営指標

所属IFA数



所属IFA数の推移

媒介する資産残高



媒介する資産残高と口座数の推移

事業の特徴

ビジネスモデル

対面型営業の金融機関においてお客様本位の業務運営を実現できない危機

「雇用関係の下で会社方針・指示に従った営業とお客様の期待する取引との利益相反」

「営業成績による昇給・昇進や予期せぬ転勤などがお客様本位を実現できない販売員の葛藤」



お客様本位の業務運営の実現とIFAの働きやすさを追求したビジネスモデル

「委任契約形態の個人事業主としてお客様との長期的な信頼関係の構築を基本」

「業務に専念し、自己研鑽できるプラットフォーム提供の対価（システム使用料）の徴収」



「IFAとの契約形態」

- IFAと当社は主として委任契約の関係

IFAは組織の都合に縛られない。自分とお客様のためだけに時間と能力のすべてを費やし、真のお客様重視を実現。

- 委任契約なので営業成績による昇給や昇格・昇進という概念がない

IFAは個人事業主としてお客様との長期的な信頼関係を構築することが不可欠。お客様からの信頼を失ったIFAはその事業を継続できない

- IFAが法令や諸規則を遵守しているかの管理・指導を行うとともに、「IFAの誓い」*に基づき、真のお客様重視実践の啓発を実施

※「IFAの誓い」とは

当社が所属IFAに対し求めている行動規範であり、IFAとして成功するために実践すべきと当社が考えるパイブル

1. 真の独立・中立の旗のもとアドバイスを行います。
2. 常にお客様の意向と実状の理解に努めます。
3. 不断の研鑽で能力向上に努め、環境変化に対応します。
4. 健全な倫理意識を保持し、お客様の信頼に応えます。
5. 公共心を持ち、法令はその背景の理解に努め遵守します。
6. 投資の価値を伝え、業務を通じて社会に貢献します。
7. お客様の成功を共に喜び、自身の豊かさを実現します。

「プラットフォーム提供の対価の徴収」

- IFAとして独立することは起業すること

IFAが自身で起業した場合は金銭面のほか事務・管理面等の業務に忙殺

お客様へのサービス提供への支障、業務上の情報不足が生じるケースもある

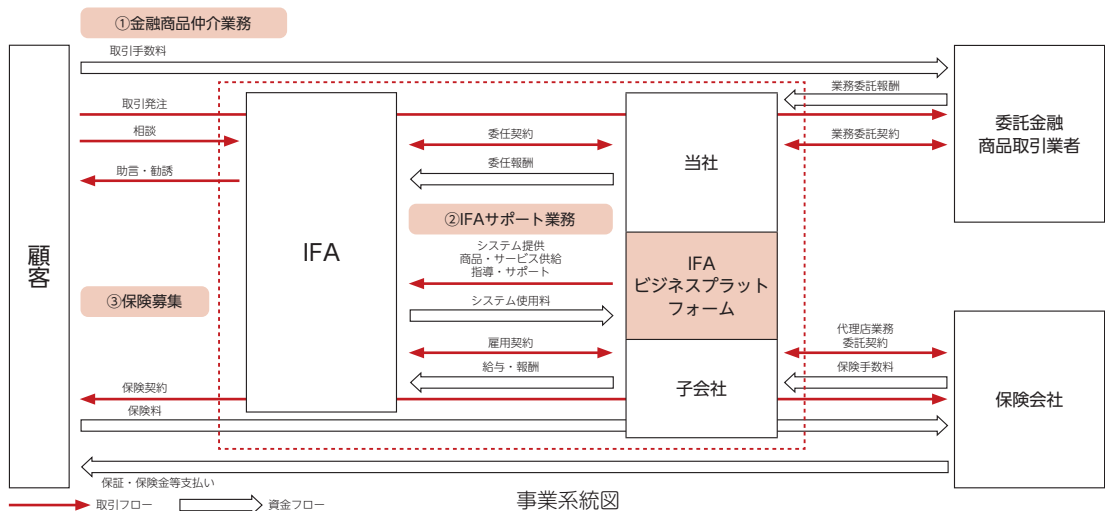
- これらを解消し、業務に専念できるプラットフォームを提供し、IFAが速やかに活動を開始できるように個人事業主であるIFAが本業に特化できる環境提供の対価としてシステム使用料（月額約10万円）を徴収

- 当社はIFA数の増加に伴い安定的かつ継続的な収入を獲得し続けることができ、当社とIFAはWin-Winの関係にある

具体的なサービス：仲介

金融商品仲介業のサービスの流れ

- 金融商品取引業者4社と業務委託契約（2020年12月末時点）
楽天証券、SBI証券、エース証券、あかつき証券
- 全国20か所のIFAオフィスに所属するIFAがお客様に金融商品・サービスを提案
- 株式や債券、投資信託等の金融商品の売買注文を証券会社へ取次ぐ
- お客様が証券会社へ支払った手数料のうち所定割合を証券会社から報酬として当社は受け取る
- その報酬のうち所定割合を当社はIFAへ報酬として支払う



IFAビジネスプラットフォーム提供等のIFAサポートサービス

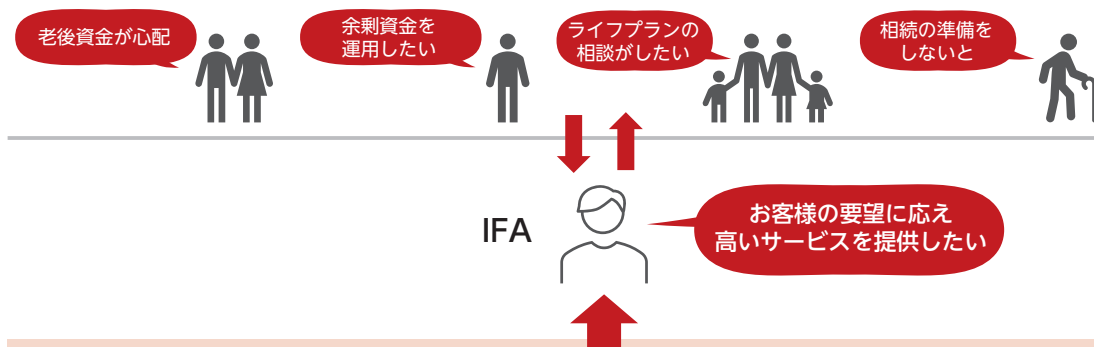
- IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境
- IFAとしてのスキル向上を図る研鑽機会
- 社内掲示板やSNSを用いた成功事例やビジネスの切り口の全体共有
- IFAビジネスの進捗状況を踏まえた個別コンサルティングの実施等

具体的なサービス：IFAサポート

ビジネスプラットフォーム及びサポートの概要

- (a) ファシリティ
オフィスの賃貸、事務机、コンピュータシステム一式、電話、通話録音装置、等
- (b) 投資情報・啓発研修システム
投信運用会社や上場企業のIR等投資情報の提供、IFAのスキル向上のための研修プログラム・コンテンツ、等
- (c) 人的サポート
不在時等の受電対応や注文の代理発注等を行う事務局業務、IFAビジネス遂行上のコンサルティング、等
- (d) 内部管理（本書提出日現在、6名の専任内部管理責任者を配置）
電話録音のモニタリングに基づくフィードバック、顧客対応上の懸念事項の相談対応、等

お客様



サポート体制



サービスを支える当社の強み

- ・国内有数のIFAを擁する金融商品仲介業者としてのアドバンテージ
- ・黎明期よりIFAビジネスに邁進した多数の役社員の知見を活かしたサポート
- ・内部管理体制の充実（電話音声モニタリング、独自のコンプライアンステストなど）
- ・コンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増える。

米国の仕組みと類似している点

米国の「スーパーOSJ^(注1)」や「TAMP^(注2)」の役割を担う金融商品仲介業者としてIFAに対し多岐にわたるサポートサービスを提供。その対価として月額約10万円を徴収

(注1) OSJは「Office of Supervisory Jurisdiction」の略で、証券外務員の監督者のいる支店を指す。監督業務からさらに踏み込み、マーケティング、経営・営業指南、研修、営業ツール等の支援を独自に開発・提供するOSJは「スーパーOSJ」と呼ばれている

(注2) TAMPは「Turnkey Asset Management Platform」の略で、独立系RIA（登録投資アドバイザー）のバック・モデル業務のアウトソーシングを請け負うプロバイダー

業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回 次		第14期	第15期	第16期
決 算 年 月		2019年3月	2020年3月	2020年12月
売上高	(千円)	2,379,704	2,467,009	2,814,087
経常利益	(千円)	56,639	7,408	172,698
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	38,790	△765	115,251
包括利益	(千円)	38,790	△765	115,251
純資産額	(千円)	251,781	344,905	456,702
総資産額	(千円)	569,647	656,526	981,893
1株当たり純資産額	(円)	474.16	499.14	—
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	73.05	△1.12	166.79
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	44.2	52.5	46.5
自己資本利益率	(%)	16.5	△0.3	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	86,833	△60,713	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△38,988	△44,058	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△5,310	93,890	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	248,934	238,053	—
従業員数	(名)	23	31	—
(他、平均臨時雇用人員)		(29)	(60)	(—)

(2) 提出会社の経営指標等

回 次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決 算 年 月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(千円)	723,248	1,266,217	2,141,253	2,061,138	2,322,412
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△2,595	37,501	128,370	26,952	△2,631
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△4,297	23,694	86,306	14,708	△6,905
資本金	(千円)	80,000	80,000	94,985	94,985	144,585
発行済株式総数	(株)	2,140	2,322	2,655	2,655	3,455
純資産額	(千円)	81,821	114,452	226,085	235,483	322,468
総資産額	(千円)	151,940	304,599	476,692	437,199	608,226
1株当たり純資産額	(円)	38,234.19	49,290.52	85,154.45	443.47	466.67
1株当たり配当額	(円)	0.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	1,000.00
[1株当たり中間配当額]	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△2,008.30	10,204.41	37,139.84	27.70	△10.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	53.9	37.6	47.4	53.9	53.0
自己資本利益率	(%)	△5.1	24.1	50.7	6.4	△2.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	19.6	5.4	36.1	—
従業員数	(名)	7	9	12	21	28
(他、平均臨時雇用人員)		(0)	(2)	(3)	(4)	(6)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は〔〕以外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは、正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員であります。

4. 当社は、2019年4月22日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式800株を発行しております。

5. 当社は、2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算出してあります。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第14期及び第16期第3四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第14期及び第15期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。また、第16期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の四半期レビューを受けております。

8. 第12期において株式会社アイ・パートナーズホールディングスの吸収合併にあたり182株の無償割当を行っておりますが、1株当たり当期純利益の計算は期末発行済株式数で算出してあります。

9. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期及び第12期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。第13期及び第14期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

10. 配当性向については、第11期は配当を実施していないため記載しておりません。第15期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

11. 主要な経営指標等のうち、第11期から第13期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく東陽監査法人による監査を受けておりません。

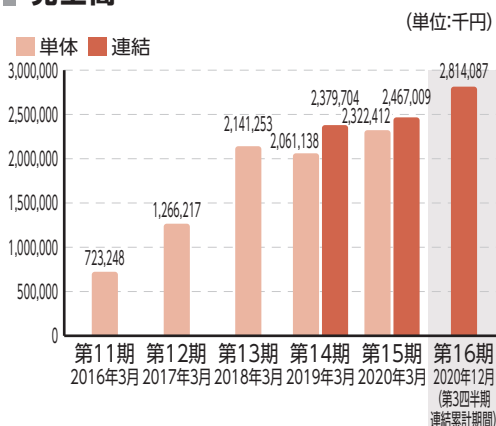
12. 第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。

13. 当社は、2018年3月30日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式333株を発行しております。

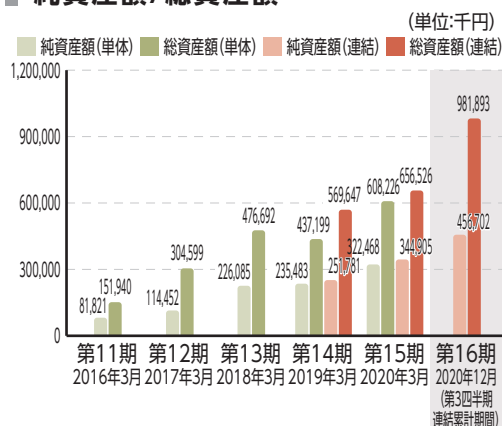
14. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

回 次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決 算 年 月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額	(円)	191.17	246.45	425.77	443.47	466.67
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△10.04	51.02	185.70	27.70	△10.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	0.00	10.00	10.00	10.00	5.00
[1株当たり中間配当額]	(円)	—	—	—	—	—

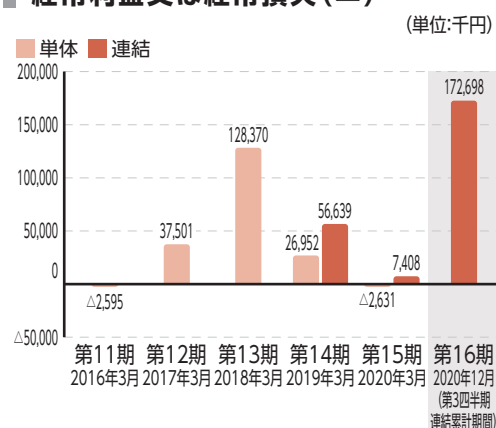
売上高



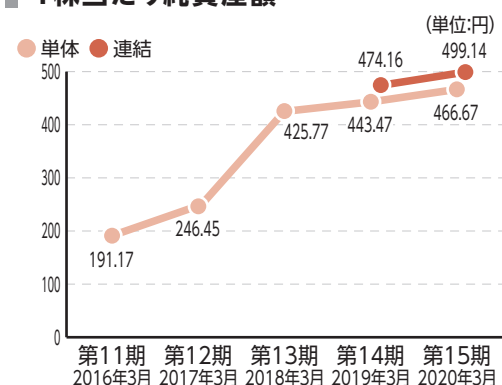
純資産額/総資産額



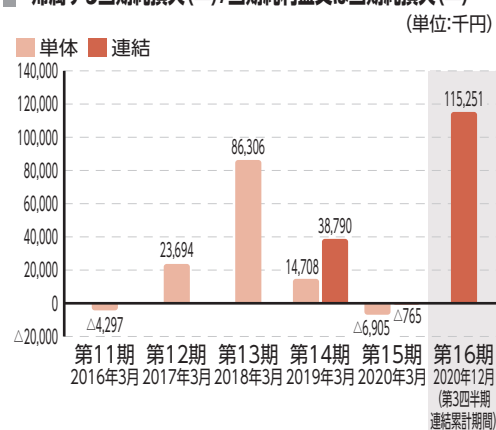
経常利益又は経常損失(△)



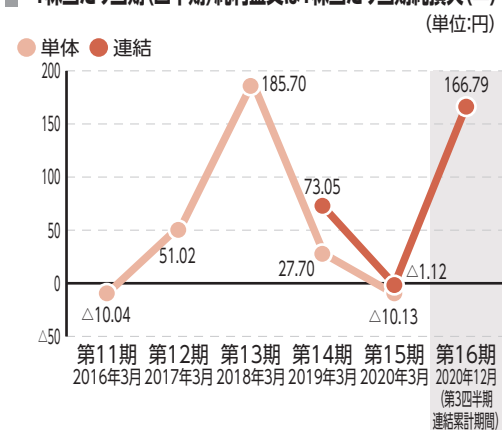
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)/当期純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	8
第二部 【企業情報】	10
第1 【企業の概況】	10
1 【主要な経営指標等の推移】	10
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【事業等のリスク】	26
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
4 【経営上の重要な契約等】	36
5 【研究開発活動】	36
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	38

第4	【提出会社の状況】	39
1	【株式等の状況】	39
2	【自己株式の取得等の状況】	46
3	【配当政策】	46
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5	【経理の状況】	57
1	【連結財務諸表等】	58
2	【財務諸表等】	93
第6	【提出会社の株式事務の概要】	105
第7	【提出会社の参考情報】	106
1	【提出会社の親会社等の情報】	106
2	【その他の参考情報】	106
第四部	【株式公開情報】	107
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	107
第2	【第三者割当等の概況】	108
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	108
2	【取得者の概況】	110
3	【取得者の株式等の移動状況】	113
第3	【株主の状況】	114
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2021年3月5日		
【会社名】	株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル		
【英訳名】	Ai・Partners Financial Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 譲治		
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番5号		
【電話番号】	045-329-7150（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 島田 和紀		
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番5号		
【電話番号】	045-329-7150（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 島田 和紀		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		242,250,000円
	売出金額		
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		42,750,000円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。			
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000(注)2	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2021年3月5日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2021年3月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2021年3月5日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式15,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2021年3月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。))は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年3月19日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	242,250,000	131,100,000
計(総発行株式)	100,000	242,250,000	131,100,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年3月5日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は285,000,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2021年3月31日(水) 至 2021年4月5日(月)	未定 (注) 4.	2021年4月7日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年3月19日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年3月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年3月19日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年3月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、2021年3月5日開催の取締役会において、2021年3月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年4月8日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2021年3月23日から2021年3月29日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 横浜駅前支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番20号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、2021年4月7 日までに払込取扱場所 へ引受価額と同額を払 込むことといたしま す。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	—	100,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2021年3月19日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年3月30日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
262,200,000	9,500,000	252,700,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,850円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額252,700千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限39,330千円については、①IFAオフィスの出店、②事業拡大に向けた人件費及び採用費、③事業拡大のためのIFA業務支援システムへの投資、④管理体制強化のためのIFAビジネスプラットフォーム増強に充当する予定であり、具体的な内容及び充当期は、以下の通りです。

① IFAオフィスの出店

当社はこれまで、所属IFAの増加に伴い、IFAオフィスを出店してまいりました。上場後も所属IFA数は増加するものと考えており、現在のオフィススペースの稼働状態を勘案し、2022年3月期には首都圏大規模オフィスと地方小規模オフィスの2オフィス、2023年3月期には大阪と名古屋の出店もしくは増床を計画しております。具体的には、物件賃借に伴う敷金や仲介手数料、工事や造作等のインフラ設備費用、賃料や水道光熱費等の費用として、120,483千円（2022年3月期に39,429千円、2023年3月期に81,053千円）を充当する予定です。

② 事業拡大に向けた人件費及び採用費

所属IFAのサポート及び内部管理責任者、営業社員等、金融商品仲介部門の増強を図るため、2022年3月期に8名、2023年3月期に6名の即戦力である中途採用を計画しております。具体的には、採用に伴う人件費及び採用費として、107,650千円（2022年3月期に34,795千円、2023年3月期は前期の採用人材に係る人件費と合わせ72,855千円）を充当する予定です。

③ 事業拡大のためのIFA業務支援システム等への投資

当社は、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境やIFAとしてのスキル向上を図る研修機会等のIFAビジネスプラットフォームを提供しておりますが、IFA自身の実績把握分析情報の提供、複数の所属金融商品取引業者にまたがる顧客情報の横断的管理など、改善すべき課題があります。更なる事業拡大のために、IFAの業務の効率化、お客様の資産運用状況の一元管理やリスク管理など、生産性を高め、提供する金融サービスのクオリティー向上に寄与するIFA業務システムへの投資を計画しております。具体的には、CRM（顧客管理）システムのほか、ファイナンシャルプランニングやアカウントアグリゲーション（複数の金融機関の口座情報の集約・閲覧）、ポートフォリオ分析等の営業支援ツール、音声データのテキスト化並びに老朽化パソコンの更新費用として、21,115千円（2022年3月期に11,965千円、2023年3月期に9,149千円）を充当する予定です。

④ 管理体制強化のためのIFAビジネスプラットフォーム増強

当社は、個人事業主であるIFAが一生涯このビジネスを行う上での生命線がコンプライアンスであり、当社のコンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増えると考えております。当社では、専任の内部管理責任者がIFAの提案する取引内容や提案時及び注文取次ぎ時の音声をモニタリングし、個々のIFAへフィードバックしており、当該業務の質的量的な向上を図るために通話録音機能の強化（録音音声の高品質化と検索機能向上）と各拠点のIP電話化を計画しております。具体的には、主装置の入替及び各オフィスのIP電話化に係るものとして、20,048千円（2022年3月期に15,356千円、2023年3月期に4,691千円）を充当する予定です。

上記以外の残額は、事業拡大のための運転資金に充当する予定ですが、具体化している事項はありません。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	15,000	42,750,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 15,000株
計(総売出株式)	—	15,000	42,750,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年3月5日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式15,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,850円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 2021年 3月31日(水) 至 2021年 4月5日(月)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中譲治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式15,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 15,000株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2021年5月10日(月)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	神奈川県横浜市区北幸一丁目11番20号 株式会社三菱UFJ銀行 横浜駅前支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場(売買開始)日から2021年4月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人かつ当社株主である田中譲治並びに当社株主である石原章太郎、中道謙、原田茂行、塩本かおり、守屋顕一、島田和紀、濱崎洋、諸富滋、松波精二、吉川昌利、株式会社博真舎、中川洋、村瀬博明、大木百合子、藤本寿美夫、柳田里美、糟谷真理子、小林恭子、佐藤泰幸、管駿介、松隈由紀、沖本真季、清水祐司、松澤英樹、木皿亜里沙、大西均、岡野隆、田中梨花、山口由佳里、高梨清香、成田周平、平絵理香、中沢英美、大石由麻、大沼雄太、田中いすず、金岡秀明、片渕聖一郎、富田剛太郎、高杉美加、松江有美、細田万平及び佐藤諒は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2021年7月6日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である清田秀彦は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2021年7月6日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年10月4日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年3月5日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期
決算年月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	2, 379, 704	2, 467, 009
経常利益 (千円)	56, 639	7, 408
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	38, 790	△765
包括利益 (千円)	38, 790	△765
純資産額 (千円)	251, 781	344, 905
総資産額 (千円)	569, 647	656, 526
1株当たり純資産額 (円)	474. 16	499. 14
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	73. 05	△1. 12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	44. 2	52. 5
自己資本利益率 (%)	16. 5	△0. 3
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	86, 833	△60, 713
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△38, 988	△44, 058
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5, 310	93, 890
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	248, 934	238, 053
従業員数 〔他、平均臨時雇用人員〕 (名)	23 〔29〕	31 〔60〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第14期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第14期及び第15期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は〔 〕に外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは、正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員であります。

6. 当社は、2019年4月22日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式800株を発行しております。

7. 当社は、2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	723, 248	1, 266, 217	2, 141, 253	2, 061, 138	2, 322, 412
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△2, 595	37, 501	128, 370	26, 952	△2, 631
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△4, 297	23, 694	86, 306	14, 708	△6, 905
資本金 (千円)	80, 000	80, 000	94, 985	94, 985	144, 585
発行済株式総数 (株)	2, 140	2, 322	2, 655	2, 655	3, 455
純資産額 (千円)	81, 821	114, 452	226, 085	235, 483	322, 468
総資産額 (千円)	151, 940	304, 599	476, 692	437, 199	608, 226
1株当たり純資産額 (円)	38, 234. 19	49, 290. 52	85, 154. 45	443. 47	466. 67
1株当たり配当額 〔1株当たり中間配当額〕 (円)	0. 00 〔－〕	2, 000. 00 〔－〕	2, 000. 00 〔－〕	2, 000. 00 〔－〕	1, 000. 00 〔－〕
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△2, 008. 30	10, 204. 41	37, 139. 84	27. 70	△10. 13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	53. 9	37. 6	47. 4	53. 9	53. 0
自己資本利益率 (%)	△5. 1	24. 1	50. 7	6. 4	△2. 5
株価収益率 (倍)	－	－	－	－	－
配当性向 (%)	－	19. 6	5. 4	36. 1	－
従業員数 〔他、平均臨時雇用人員〕 (名)	7 〔0〕	9 〔2〕	12 〔3〕	21 〔4〕	28 〔6〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期において株式会社アイ・パートナーズホールディングスの吸収合併にあたり182株の無償割当を行っておりますが、1株当たり当期純利益の計算は期末発行済株式数で算出しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期及び第12期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。第13期及び第14期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 配当性向については、第11期は配当を実施していないため記載しておりません。第15期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 主要な経営指標等のうち、第11期から第13期については会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく東陽監査法人による監査を受けておりません。

7. 第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。

8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は〔 〕に外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは、正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員であります。

9. 当社は、2018年3月30日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式333株を発行しております。

10. 当社は、2019年4月22日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式800株を発行しております。

11. 当社は、2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。
12. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	191.17	246.45	425.77	443.47	466.67
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△10.04	51.02	185.70	27.70	△10.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 〔1株当たり中間配当額〕 (円)	0.00 〔—〕	10.00 〔—〕	10.00 〔—〕	10.00 〔—〕	5.00 〔—〕

2 【沿革】

当社の前身である株式会社アイ・ブレーンは、税理士法人アイ・パートナーズのコンサルティング部門の位置づけとして設立され、その後、金融商品仲介業に特化するため、現代取締役社長田中譲治が資本・経営参加し、社名を株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルに変更いたしました。

年月	概要
2006年2月	横浜市鶴見区に株式会社アイ・ブレーン（現当社）を設立
2007年3月	証券仲介業（現金融商品仲介業）を開始するため、日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）と証券仲介業に係る業務等委託基本契約を締結
2007年9月	証券仲介業を開始
2009年2月	株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルへ商号変更
2009年4月	委託金融商品取引業者に楽天証券株式会社を追加
2010年4月	横浜市鶴見区に株式会社A I P コンサルタンツを設立
2011年3月	委託金融商品取引業者に株式会社S B I 証券を追加
2014年3月	委託金融商品取引業者にエース証券株式会社を追加
2014年3月	横浜市西区に本店を移転
2015年3月	SMB C日興証券株式会社が金融商品仲介業（IFA）ビジネスを終了したため、業務等委託基本契約を解消
2015年9月	当社及び株式会社A I P コンサルタンツ（現 連結子会社）が共同して、株式移転により完全親会社たる株式会社アイ・パートナーズホールディングスを設立
2016年8月	当社が株式会社アイ・パートナーズホールディングスを吸収合併し、株式会社A I P コンサルタンツを当社の完全子会社化
2020年2月	委託金融商品取引業者にあかつき証券株式会社を追加

<株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立の経緯>

当社は、金融商品仲介業に特化しつつ、お客様へのファイナンシャル・アドバイス業務の一つとして、IFAを委託型募集人とする保険代理店業務を行っておりましたが、2014年5月23日に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」における保険募集人に対する規制の整備（第294条の3関係）により、保険募集人との雇用関係が必要となりました。

そのため、当社は、金融商品仲介業での業務委任契約と保険募集人としての雇用契約を同時に締結することを回避するため、当時、税理士法人アイ・パートナーズのグループ会社であった株式会社A I P コンサルタンツへ保険代理店業務を移管することといたしました。株式会社A I P コンサルタンツは、株式会社アイ・ブレーンが株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルに商号変更した後に、税理士法人アイ・パートナーズのコンサルティング業務を行うために設立された会社であり、株主はすべて税理士法人アイ・パートナーズの役職員でした。

このような経緯で、お客様へ提供するサービスを株主構成が異なる両社が提供することになりましたが、将来的な成長にはサービス間のシナジーを高め、スピード感のある経営判断が不可欠であると判断し、株式移転により完全親会社たる持株会社として、株式会社アイ・パートナーズホールディングスを設立いたしました。

<税理士法人アイ・パートナーズとの関係>

当社の会社設立時の初代代表取締役は、当時の税理士法人アイ・パートナーズの代表税理士が兼務で就任し、株式会社アイ・パートナーズホールディングスの初代代表取締役にも就任いたしました。

税理士法人アイ・パートナーズを中心としたグループの営業活動の一環として受託していた非金融事業により、株式会社A I P コンサルタンツは赤字となり、かつ、ファイナンシャル・アドバイス業務とのシナジー効果が期待できなかったため、金融商品仲介業に特化した当社が、税理士法人アイ・パートナーズを中心としたグループ内に留まるメリットがないとの結論に至り、2016年8月に当社が株式会社アイ・パートナーズホールディングスを吸収合併し、株式会社A I P コンサルタンツを当社の完全子会社とし、税理士法人アイ・パートナーズとの関係を解消いたしました。

「アイ・パートナーズフィナンシャル」の商号については、2019年3月29日に商標権の出願を行い、2020年1月31日に登録終了しております。「A I P コンサルタンツ」の商号については、2019年3月29日に商標権の出願、2020年11月4日に登録終了しております。

なお、現在、当社と税理士法人アイ・パートナーズの間には、出資及び人的な関係並びに業務上の提携及び制約は一切ございません。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と株式会社A I Pコンサルティング（連結子会社）の2社で構成されており、「日本のリテラル金融改革を通じて社会に貢献します。」の経営理念のもと、「IFAビジネスに関わる全ての人々の幸せを目指します。」をビジョンに掲げ、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供事業を展開しております。

(1) 金融商品仲介業とは

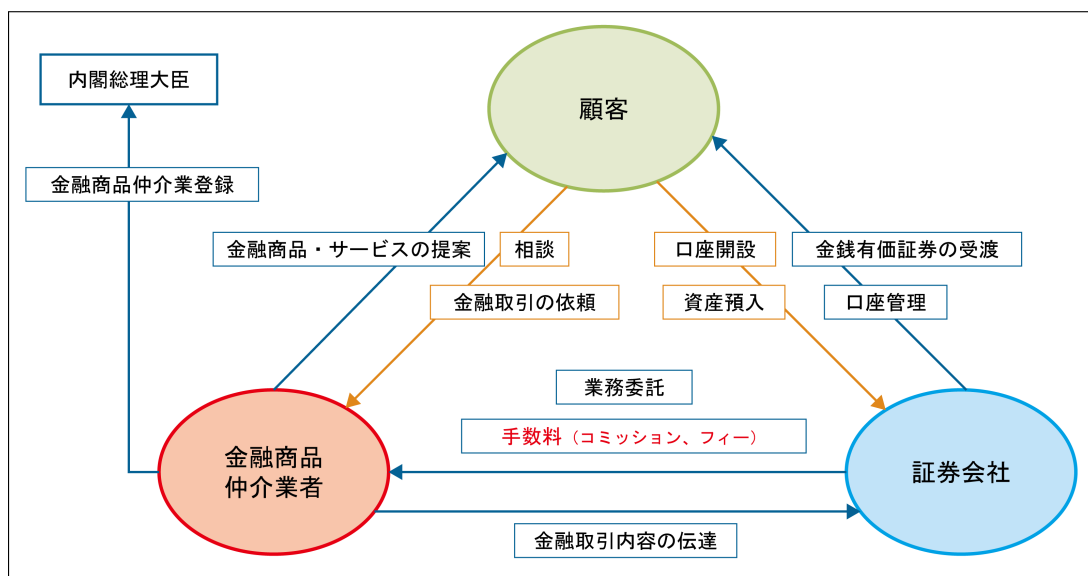
金融商品仲介業とは、金融商品取引法第2条第11項に掲げる有価証券の売買の媒介等の行為に係る業務をいい、同法第66条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者を金融商品仲介業者といいます。

金融商品仲介業は、幅広い投資者に証券市場への参加を促すことを目的とし、2003年5月に証券取引法が改正され、2004年4月1日より証券仲介業として始まり、8か月後の2004年12月には、銀行等の金融機関にも証券仲介業が解禁されました。2007年9月の金融商品取引法の施行に伴い、「証券仲介業」は「金融商品仲介業」に名称変更されました。

金融商品仲介業者は、法律上、金融商品取引業者の委託を受けて証券会社を取り扱う金融商品をお客様に仲介しますが、複数の証券会社と業務委託契約を締結することが可能なため、特定の証券会社に属さない独立・中立の立場から、お客様のライフステージに応じた金融商品・サービスの提案と金融商品取引の取次ぎを行うことができます。

なお、金融庁が公表している「金融商品仲介業者登録一覧」によりますと、2020年12月31日現在の登録業者数は881業者（法人612、個人269）となっております。

金融商品仲介業者、証券会社、お客様の関係を図に表すと以下のとおりとなります。



(出所) 第22回金融審議会「市場ワーキング・グループ」配布資料、事務局説明資料

(2) IFAとは

IFAとは、Independent Financial Advisorの略で、明確な定めはないものの、一般的には、証券会社や銀行等特定の金融機関と従属関係になく、独立した立場で顧客へ金融商品・サービスの提案を行う金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の登録外務員を指すと言われており、IFAの特徴として、以下が挙げられます。

- ✓特定の金融機関（証券会社等）に所属せず、独立した立場
- ✓自社運用商品販売のしがらみがなく、顧客との利益相反が生じない
- ✓金融機関のようなノルマに基づく営業がない
- ✓会社都合の転勤がなく、顧客と長期にわたる接点継続が可能
- ✓「金融機関の代理人」ではなく、「顧客の代理人」

(出所) みずほ総合研究所株式会社 独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）に関する研究

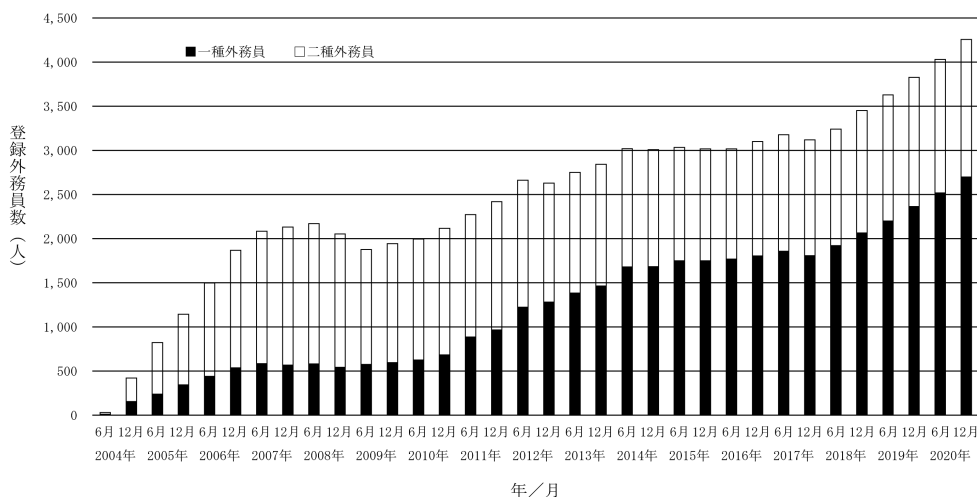
IFAは、金融商品仲介業者の登録外務員として独立・中立の立場からお客様に寄り添った資産運用のアドバイスを行う金融サービスの担い手として、大きな期待が寄せられております。

日本証券業協会によりますと、2020年12月末現在、金融商品仲介業者（法人）の登録外務員数は4,264名、個人金融商品仲介業者数（個人金融商品仲介業者の代表者）は268名で、合計で4,532名と増加傾向にあります。

なお、登録外務員数にはIFA業務の担い手以外も含まれます。

金融商品仲介業者の登録外務員の推移

(個人金融仲介業者を除く)



(出所) 日本証券業協会資料より、当社作成

(3) 事業の特徴

当社の事業の特徴としては、対面型営業の金融機関において実在する「事業者とお客様の利益相反」や「事業者に所属する販売員の葛藤」等のお客様本位の業務運営を阻害する制度及び仕組みを反面教師としたビジネスモデル、具体的には、「IFAとの契約形態」と「プラットフォーム提供の対価（システム使用料）の徴収」の2点にあります。

当社が行うIFAビジネスでは、お客様に資産運用のアドバイスを行うIFAと当社は主として業務委任契約の関係にあり、IFAは委託金融商品取引業者及び当社の都合に縛られることなく、自分とお客様のただけに自分の時間と能力のすべてを費やし、真のお客様重視を実現することができます。

また、業務委任契約であるが故、営業成績に基づく昇給や昇格・昇進という概念は存在せず、IFAは個人事業主としてお客様との長期的な信頼関係を構築することが不可欠となります。IFAは、お客様からの信頼がIFAの経営基盤のすべてであり、お客様からの信頼を失ったIFAはその事業を継続することはできません。

当社は、IFAが金融商品取引法等の法令や金融商品取引業者が定める諸規則を遵守しているかの管理・指導を行うとともに、当社が定める「IFAの誓い」に基づき、各IFAが真のお客様重視を実践できているかの啓発を日々行っております。

「IFAの誓い」は、当社が当社所属IFAに対し求めている行動規範であるとともに、IFAとして成功するために実践すべきと考えるバイブルでもあり、その内容は以下のとおりです。

1. 真の独立・中立の旗のもとアドバイスを行います。
2. 常にお客様の意向と実状の理解に努めます。
3. 不断の研鑽で能力向上に努め、環境変化に対応します。
4. 健全な倫理意識を保持し、お客様の信頼に応えます。
5. 公共心を持ち、法令はその背景の理解に努め遵守します。
6. 投資の価値を伝え、業務を通じて社会に貢献します。
7. お客様の成功と共に喜び、自身の豊かさを実現します。

当社は、「真のお客様重視を実現する金融サービス」を追求するためには、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境が不可欠であるとの考えのもと、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるプラットフォームを提供し、IFAからその対価としてシステム使用料を徴収しております。

IFAとして独立することは起業することであり、自身で起業した場合には金銭面だけでなく事務・管理面等の業務に忙殺され、お客様へのサービス提供に支障が生じるケースが少なくありません。ファイナンシャル・アドバイス業務を行う上での情報が不足することも考えられます。

当社は、個人事業主であるIFAが本業に特化できるビジネス環境提供の対価としてシステム使用料を徴収することで、IFA数の増加に伴い安定的かつ継続的な収入を獲得し続けることができるため、当社とIFAはWin-Winの関係にあると考えております。

このように当社は、お客様重視・お客様本位を志す者の自己実現を支援することを通じ、IFAビジネスに関わるすべての人々の幸せを目指し、社会に貢献したいと考えております。

(4) 具体的なサービスの内容

当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであります、「金融商品仲介業」と「その他金融サービス」の2つのサービスを展開しております。

当社グループは、当社と100%出資の連結子会社（株式会社A I Pコンサルティング）の2社で構成されており、当社はIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるビジネスプラットフォームを提供する金融商品仲介業者として「金融商品仲介業」を展開し、子会社は保険その他お客様の幅広いニーズに対応する「その他金融サービス」を担っております。

当社グループが展開する具体的なサービスの内容は、以下のとおりです。

① 金融商品仲介業

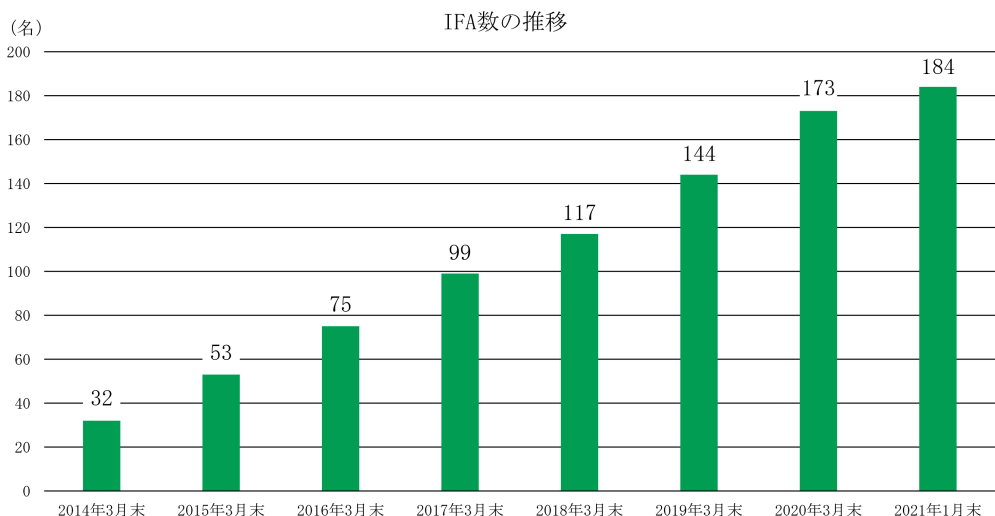
「平均的な高齢夫婦無職世帯の毎月の赤字額は約5万円となっており、この毎月の赤字額は自身が保有する金融資産より補填することとなる。」という内容が話題となった金融審議会の報告書には、「個々人に的確なアドバイスができるアドバイザーの存在が重要であり、顧客の最善の利益を追求する立場に立って、顧客のライフステージに応じ、マネープランの策定等の総合的なアドバイスを提供できるアドバイザー」の必要性が記載されております。

また、個人のライフスタイルの多様化や人生100年時代の到来を背景に各人が金融面での対応や備えを行っていく必要性が増し、幅広い世代における金融リテラシーの向上が不可欠となっているなかで、金融サービスの担い手の一つとしてIFAの存在感は急速に高まっており、その将来性が注目されております。

近年、金融庁は金融事業者のとるべき行動について、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、この方針に基づいて業務運営を行うことを求めています。その影響から、大手金融機関が金融商品の販売で営業社員に課す「ノルマ」を廃止するとの動きが報じられておりますが、従来のビジネスモデルを転換するのは容易ではないとも報じられております。このような背景などから高い志を持って金融機関を退職しIFAとして独立する人、あるいは独立を検討する人が増加しているものと考えております。

一方、海外に目を向けますと、IFAビジネスのモデルとなる米国の独立アドバイザーは、約12万人と大手証券会社の営業社員の数を上回り、対面チャネル営業員数の4割強を占める等、米国人の資産形成になくはない重要な役割を担っております。老後の資産を自助努力で形成することが求められる今後の日本において、米国のように独立アドバイザーのニーズが高まり、その数が増加する可能性は高いと考えられます。

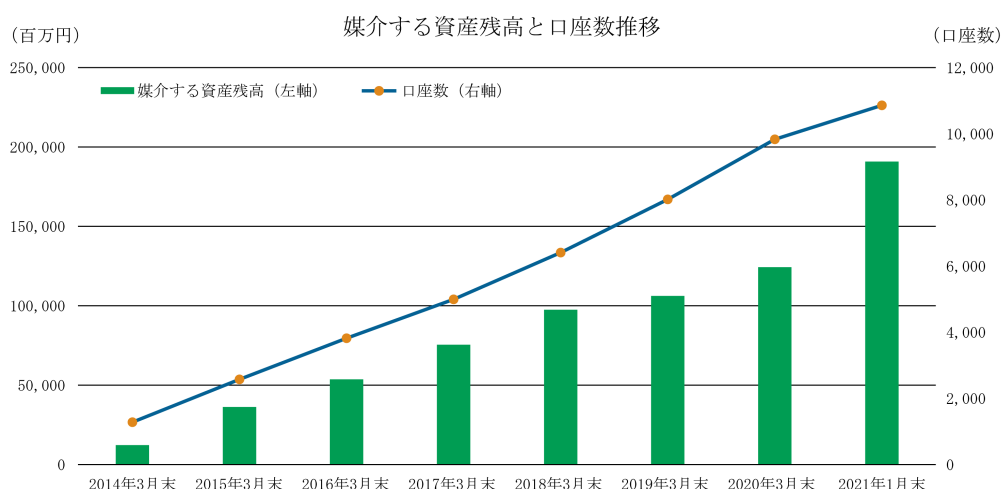
これまで当社は金融商品仲介業者として、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境を提供してまいりました。当社に所属するIFAは下図のとおり増加の一途を辿っておりますが、お客様に必要とされる金融サービスはIFAが担うとの信念のもと、当社が提供するIFAビジネスプラットフォームの付加価値を高めることで、更なる事業規模の拡大を図ってまいります。



a 資産の運用・保全・形成のための金融商品仲介業務

2020年12月末現在、当社は楽天証券株式会社、株式会社SBI証券、エース証券株式会社、あかつき証券株式会社と金融証券仲介業に係る業務委託契約を締結し、当社が運営する全国20のIFAオフィスに所属するIFAがお客様に金融商品・サービスの提案を行いつつ、株式や債券、投資信託等の金融商品の売買注文を証券会社へ取次ぎます。当社は、お客様が金融商品の売買や預かり資産残高に応じ証券会社へ支払った手数料のうち所定割合を証券会社から報酬として受け取り、その報酬のうち所定割合をIFAへ報酬として支払います。

適正かつ安定的な報酬を得るためには、お客様から信頼され、お客様の金融資産をお預けいただくことが重要となりますが、当社が証券会社へ媒介する資産残高や口座数は、順調に増加しております。



b IFAビジネスプラットフォーム提供等のIFAサポートサービス

当社は、IFAビジネスの拡大にはIFAの知名度向上の他、IFAへのサポート力の向上が不可欠だと考えており、前記のとおり、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境やIFAとしてのスキル向上を図る研鑽機会等のIFAビジネスプラットフォームを提供しております。更に、社内掲示板やSNSを用いた成功事例やビジネスの切り口の全体共有、IFAビジネスの進捗状況を踏まえた個別コンサルティングの実施等、国内有数のIFAを擁する金融商品仲介業者としてのアドバンテージと黎明期よりIFAビジネスに邁進した多数の役社員の知見を活かしたサポートを行っております。

一方、管理・指導の面においては、証券会社からの指示・指導とは別に、当社の独自基準や観点から、当社内部管理責任者がIFAの提案する取引内容や提案時及び注文取次ぎ時の音声モニタリングし、個々のIFAへフィードバックしております。個人事業主であるIFAが一生涯このビジネスを行ううえでの生命線はコンプライアンスであり、また、当社のコンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増えると考えられます。

このように当社は、米国における「スーパーOSJ（注1）」や「TAMP（注2）」の役割を担う金融商品仲介業者として、IFAに対し多岐にわたるサポートサービスを提供し、その対価として月額約10万円（本書作成時点での新規契約者の場合）を徴収しております。当社が提供するビジネスプラットフォーム及びサポートの概要は以下のとおりです。

- （注）1. OSJは「Office of Supervisory Jurisdiction」の略で、証券外務員の監督者のいる支店を指す。監督業務からさらに踏み込み、マーケティング、経営・営業指南、研修、営業ツール等の支援を独自に開発・提供するOSJは「スーパーOSJ」と呼ばれている
2. TAMPは「Turnkey Asset Management Platform」の略で、独立系RIA（登録投資アドバイザー）のバック・ミドル業務のアウトソーシングを請け負うプロバイダー

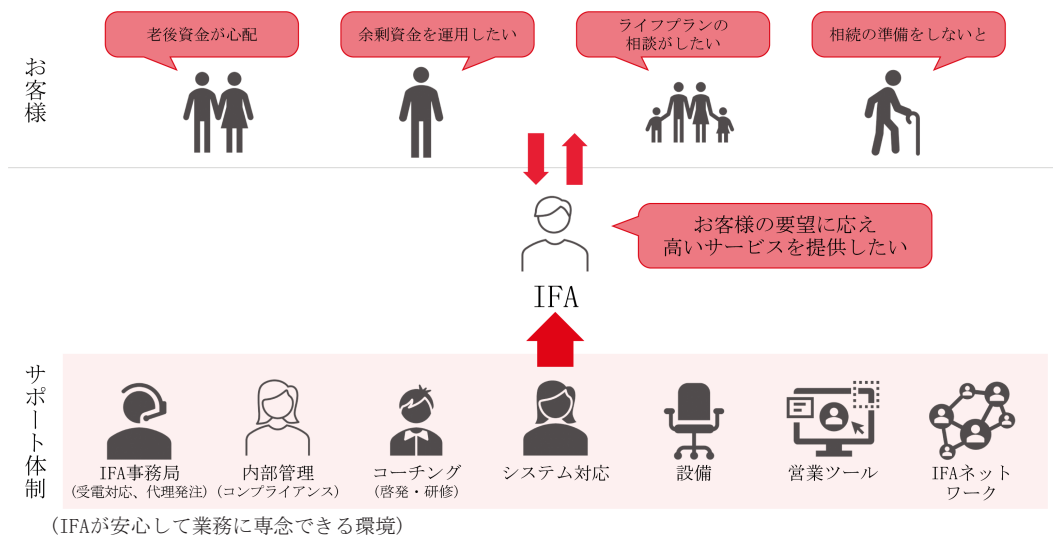
- (a) ファシリティ
オフィスの賃貸、事務机、コンピュータシステム一式、電話、通話録音装置、等
- (b) 投資情報・啓発研修システム
投信運用会社や上場企業のIR等投資情報の提供、IFAのスキル向上のための研修プログラム・コンテンツ、等
- (c) 人的サポート
不在時等の受電対応や注文の代理発注等を行う事務局業務、IFAビジネス遂行上のコンサルティング、等
- (d) 内部管理（本書提出日現在、6名の専任内部管理責任者を配置）
電話録音のモニタリングに基づくフィードバック、顧客対応上の懸念事項の相談対応、等



（IFAブース）



（セミナールーム）



② その他金融サービス

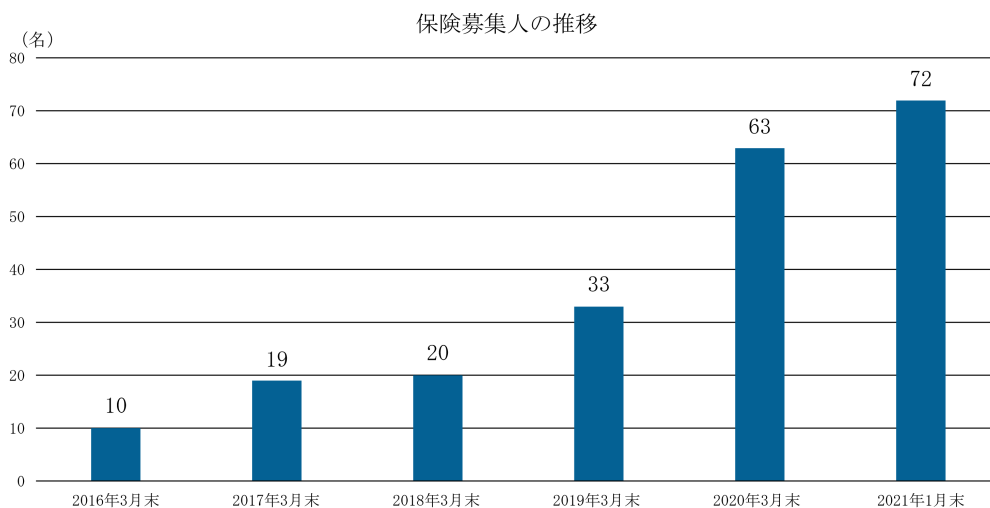
資産運用以外にも、保険、不動産、相続・贈与、事業承継、等々、お客様にはライフステージに応じたニーズや悩みがあり、解決するためには個々の案件毎に専門家に相談しなければならず、その都度背景や経緯を説明する必要があります。

また、定期的・継続的なコンタクトを通じ、長年にわたり関係を構築してきたアドバイザーは、遠方に住むご家族よりも先にお客様の健康状態の異変を察知することがあるともいわれております。

このようにIFAはお客様のライフサイクルの伴走者として、そして、お客様のワンストップ・チャネルとして、一義的にはお客様のすべてのニーズや悩みに対処でき、「複数の専門家のハブ機能」と「お客様のライフ・パートナー」の観点からもその役割を期待される存在に成り得ると考えられるため、当社グループとしてはその他金融サービスの拡充に努めております。

a ライフサイクルへの総合コンサルティングとしての保険募集業務

昨今、保険・証券の総合コンサルティングに対する有用性の認識が高まり、保険代理店を母体とした金融商品仲介業者も増加しております。当社会社は以前より、保険の取扱いを希望するIFAと雇用契約を結び保険募集人とする形で保険代理店を営んでおりましたが、保険募集業務は金融商品仲介業との親和性が高く、当社グループとしてのシナジーが発揮できることから、積極的に保険募集人の獲得に努め、お客様のライフイベントに沿った総合コンサルティングの実施に取り組んでおります。



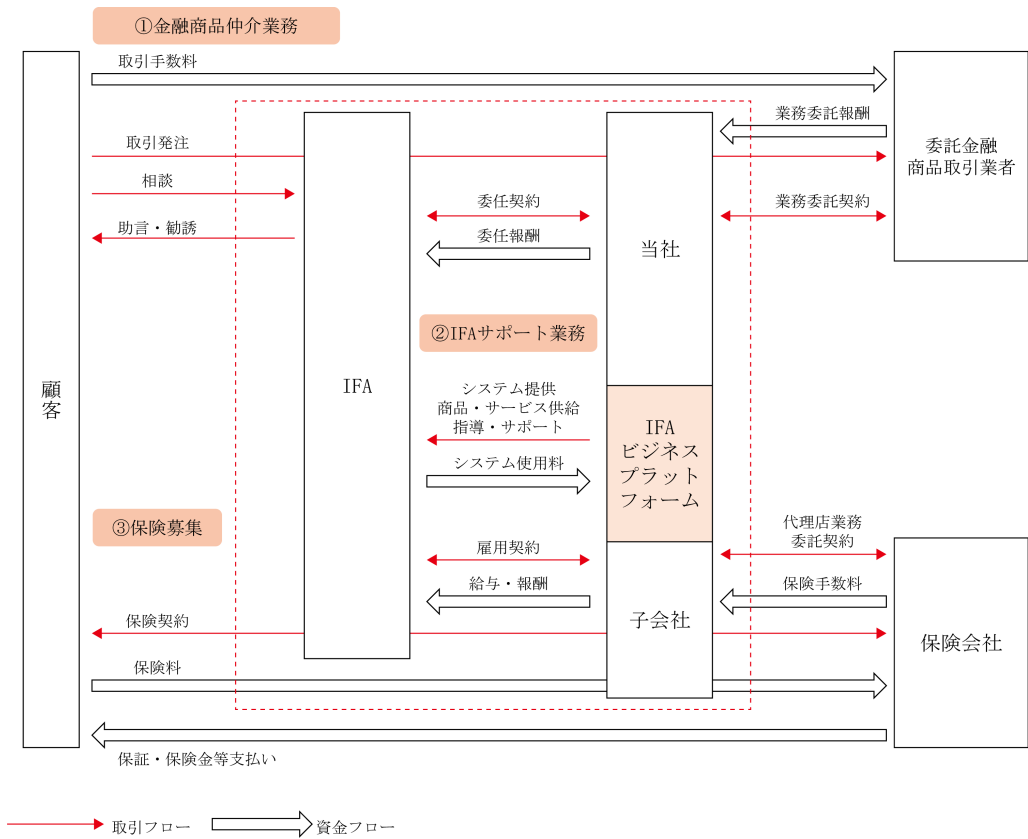
b 複数の専門家のハブ機能としてのマッチングサービス

現在提供しているマッチングサービスは、概ね以下のように分類されます。お客様の様々なニーズに対応するワンストップ・チャネルとしての付加価値を向上させるため、今後もマッチングラインナップの拡充を続ける方針であります。

- (a) 不動産
- (b) M&A
- (c) オペレーティングリース
- (d) 企業向け（福利厚生、人事評価システム、確定拠出年金導入）
- (e) その他（上場企業IR、PEファンド、介護施設、コインランドリー事業他）

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社A I P コンサルタンツ	神奈川県横浜市西区	20,000	保険代理店業	100.0	役員の兼任3名 顧客紹介 当事業所の一 部賃貸借

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年1月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
金融商品仲介業	22 (1)
保険代理店業	1 (60)
その他	15 (4)
合計	38 (65)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()に外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員であります。
2. 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
3. 「その他」は、管理部門など金融商品仲介業、保険代理店業以外の従業員数を記載しております。
4. 最近日までの1年間に於いて従業員数が22名増加しておりますが、主に保険代理店業の営業社員12名、金融商品仲介業の営業兼IFAサポート要員6名など、業容の拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
34 (5)	43.9	2.7	8,670

事業部門の名称	従業員数(名)
金融商品仲介業	22 (1)
その他	12 (4)
合計	34 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()に外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与・報酬を含んでおります。
3. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
4. 「その他」は、管理部門など金融商品仲介業以外の従業員数を記載しております。
5. 最近日までの1年間に於いて従業員数が10名増加しておりますが、主に金融商品仲介業の営業兼IFAサポート要員6名、内部管理責任者1名など、業容の拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、経営理念である「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」のもと、所属するIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念でき、IFAとして向上できる環境を提供することで、IFAと共に真のお客様重視を実現し、IFAビジネスに関わるすべての人々が幸せになることを目指しております。

また、金融商品仲介業における媒介する資産残高の増大により、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図っていくことを経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、IFAビジネスこそが「真のお客様重視」を実現するものと確信し、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行い、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供を全国で展開しております。

また、当社は、お客様本位の業務運営の徹底を図るため、以下の方針を宣言し、お客様、IFA、そして当社がWin-Win-Winの関係を築くことに邁進してまいります。

お客様本位の業務運営に関する方針（フィデューシャリー宣言）

① お客様の利益を最優先に考え行動します

お客様との長期の信頼関係を構築することが最も重要だと考えます。真にお客様の立場に立って資産運用のアドバイスが行えるよう当社はIFAに対し営業ノルマは課しません。IFAの評価はお客様の支持だけです。お客様の信頼の証として、金融商品仲介業者として媒介する資産残高、口座増加数を重視してまいります。

② IFAの独立性・中立性を堅持します

お客様の信頼を獲得できなければIFAビジネスは成り立ちません。販売手数料や信託報酬の多寡で商品を選定するのではなく、お客様の「最善の利益」のためだけにIFAは自らの専門能力を発揮すべきだと考えます。当社はお客様との「利益相反」を防ぐため、真の意味でIFAの独立性・中立性を堅持します。

※当社では行動規範として「IFAの誓い」を制定しております。IFAが「IFAの誓い」に共感していることがお客様本位の業務運営の根幹だと考えます。

③ 投資・運用の専門家として技能向上に努めます

IFAの不断の研鑽の機会となる複数の運用会社等による勉強会や企業のIRを当社では毎月複数回開催しております。

④ IFAの満足なくしてお客様重視の実現はできないと考えます

お客様本位の業務運営には、IFAの精神的・経済的充足感が不可欠だと考えます。

当社は「真のお客様重視を実現する金融サービス」を追求するため、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境を提供します。

※当社では定期的実施するIFAアンケート調査における総合満足度TOP2Box（大いに満足+満足）の割合を重視してまいります。

⑤ 日本のリテール金融を大きく変えるためにお客様本位を貫き通します

わが国に「真のお客様重視」を根付かせるためにはリテール金融の変革が必要だと考えます。

IFAの認知を高め、お客様に支持される専門性の高いIFAを増やすことこそが我々の使命です。

※当社では今後も「IFA数」を公開してまいります。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの事業の成長には、IFAが顧客満足度を維持・向上させ、長期にわたって顧客と信頼関係を構築すること及び当社に所属するIFAが増加することが必要であると考えております。当社に所属するIFAが個人事業主として事業を継続するためには、媒介する資産残高を増加させ、投資信託の信託報酬の一部や預かり資産残高に対する手数料等の安定的な収益の確保が望まれます。また、資産残高は顧客の信頼の証であると考えられます。以上のことから、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、当社に所属するIFA数及び媒介する資産残高であると考えております。

(4) 経営環境

個人のライフスタイルの多様化や人生100年時代の到来を背景に各人が金融面での対応や備えを行っていく必要性が増し、幅広い世代における金融リテラシーの向上が不可欠となっているなかで、「顧客に最善の利益を追求する立場に立ってマネープランの策定等を提供できるアドバイザー」が求められております。また、金融庁が求める顧客本位の業務運営の金融サービスの担い手の一つとしてIFAの存在感は急速に高まっており、その将来性が注目されております。

現状、銀行・証券・保険の各業態における仲介業はそれぞれの業法で縦割りに規制されており、各業態のサービスを取り扱うためには複数の業登録を行う必要がありますが、金融サービス仲介業の創設により、金融商品仲介業への参入障壁は低くなることが見込まれます。

しかしながら、金融サービス仲介業は法により高度な説明を要するサービス（仕組預金や外貨預金、信用取引、デリバティブ取引、変額保険・年金、外貨建て保険・年金、等）の提供が制限され、投資初心者及び資産形成層に対しオンラインのサービスプラットフォームを通じたものが主に想定されており、富裕層をメインターゲットに証券や保険商品のプロダクトをフルに活用したサービス提案を行う当社グループのビジネスとは棲み分けされるため、当社グループの業績に与える直接的な影響はないものと考えております。また、現段階において、当社は金融サービス仲介業の登録を行う予定はありません。

その一方で、競合企業の参入や増加は金融商品仲介業及びIFAの認知度向上に伴う市場規模の拡大に通じるものであり、将来的には投資初心者や資産形成層が高額な資産を相続する等によりアドバイザーに相談したいニーズが生じることも想定されるため、長期的には当社グループの事業にとっても一定のメリットがあるものと捉えております。

このような環境において、当社グループでは、お客様重視・お客様本位を志す者の自己実現を支援し、IFAの業務遂行を様々な側面から支援することを通じ、IFAビジネスに関わるすべての人々の幸せを目指し、社会に貢献したいと考えております。

(5) 対処すべき課題

① IFAの認知度向上

当社は、「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念に掲げております。この理念の実現のためには、IFAという存在やその働き方に対する認知度を上げることで、IFAに相応しい人材を数多く輩出し、存分に活躍できる環境を作ることが必要だと考えております。

② IFAの満足度向上

当社グループは、IFAが精神的・経済的に充たされていないとお客様重視を実現できないと考えております。IFAに対して営業ノルマは課さず、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境を提供し、IFAの満足度を高めるよう努めてまいります。

③ 金融サービスのクオリティ向上

当社グループは、IFAのビジネスモデルはIFAがお客様から高い評価を得ることによって成立するものだと考えます。IFAに対する研鑽機会の提供、お客様本位の啓発、ビジネスコンサルティング等を通じ、IFAの提供する金融サービスのクオリティ向上に努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。事業拡大による内部管理体制の課題としては、IFA数及び顧客数、取引件数等の増加によって目が行き届きにくくなる恐れがあることだと考えております。また、個人事業主であるIFAが一生涯このビジネスを行う上での生命線がコンプライアンスであり、当社のコンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増えると考えております。そのため、人員及びインフラの両面において、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の運用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場及び事業環境に関するリスクについて

① 景気変動及び金融市場の動向について

当社グループの主力事業である金融商品仲介業や保険募集業務は、景気動向や株式相場、金利水準、為替相場等の金融市場の影響を受けやすく、景気の減速や市場環境が悪化した場合、投資意欲の減退や取引の縮小により、当社グループの収益が減少し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、所属するIFAに対して、顧客の資産形成のゴールを意識したゴールベースアプローチといった長期分散投資を推奨し、生涯にわたり顧客に寄り添う姿勢でアドバイスを続けるよう指導することで、顧客資産に関する短期的な景気変動や金融市場の影響を軽減するよう努めており、それにより市場環境の悪化が顧客満足度の低下に繋がらないよう取り組んでおります。

しかし、このような対策が十分機能しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 税制改正及び政策変更について

政府は新型コロナウイルスの感染拡大による危機から脱し、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくとしております。ポストコロナ時代を見据え、規制改革や税制改革等を含めた未来を先取りする様々な社会変革への取り組みが進められようとしております。

IFAによる金融サービス提供事業を行う当社グループは、税制改正による金融商品への課税強化や金融政策の大きな変更が生じた場合、既存顧客の投資意向の変化、新規資金導入への影響、IFAの活動意欲等に影響を与えることが考えられ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 金融商品の売買手数料の無料化について

情報通信技術の発達や個人投資家のリテラシーの向上により、証券業界の提供する売買仲介や資産運用など旧来のサービス価値のコモディティ化が進み、大手オンライン証券会社を筆頭に手数料の多様化・無料化が進む傾向にあります。その中であって、注目されているのは、顧客の人生設計や目標を理解し、その実現に向け資産運用計画の進捗状況をサポートする生涯にわたる継続的な資産運用アドバイス、投資を顧客ゴールの中長期達成のための手段と位置づける「ゴールベース」のアプローチです。

転勤がなく顧客と一生涯付き合えることができるIFAは、こうした資産運用アドバイスの担い手となることができ、その手数料はIFAの提供するサービス価値が反映されたものであると当社は考えています。今後、手数料の多様化・無料化が進展した場合でも、IFAが顧客に提供する資産運用アドバイスの価値を高めていくことが当社の競争力強化に繋がります。そのため、当社ではIFAに対してゴールベースアプローチの手法を始めとして、IFA活動の質的な向上を図ることを重要な成功要因としてとらえ、そのための取り組みを進めています。

しかし、金融商品取引業者において株式売買手数料及び投資信託販売手数料の多様化・無料化の流れが急激に進み、所属IFAが顧客満足を得られない場合は、当該IFAの減収や廃業の可能性が高まり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社グループのサービスに関するリスクについて

① 特定事業への依存について

当社グループはIFAにビジネスプラットフォームを提供することで金融商品仲介業を遂行しており、今後も当該

事業を主軸とした事業展開に注力していく方針であることから、当社グループの事業成長は当該事業に依存しているものと認識しております。当社グループは、昨今の大手金融商品取引業者動向及び金融庁の方針より、今後も継続した市場拡大を想定しておりますが、当該事業環境の変化やサービスの競争力低下が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループではこれらのリスクに対応するため、IFA向けプラットフォームの付加価値向上を図るのはもちろんのこと、金融商品仲介業と関連のあるサービス提供者や専門家との協力や業務提携の可能性を継続して探索して参ります。

② IFA数について

当社は「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念に掲げております。この理念実現のためには、IFAという存在やその働き方への認知度を高め、IFAに相応しい人材を数多く輩出し、存分に活躍できる環境を作ることが必要と考えております。IFA認知度向上のために、当社は業界団体活動での活動や当社の広報宣伝活動を進めております。また、IFAの新規契約においては、すでに所属しているIFAの紹介に依るものが数多くあるため、IFAに提供するプラットフォームの改善を通じてIFAの満足度を高めてきております。

こうした取り組みの成果である、所属IFA数の増加は、連結売上高の増加につながるものであり、最も重要な経営指標の一つです。

しかし、IFAに対する認知度向上が進まず、またIFAのミスマッチによる解約の発生、競合他社とのIFA争奪が過熱する事態の発生、又は、当社グループに対する批判的な風評の発生等によりIFA数が伸び悩む可能性も否定できません。その場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定取引先への依存について

当社は、金融商品取引業者のうち、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券、エース証券株式会社、あかつき証券株式会社を所属金融商品取引業者として金融商品仲介業務を行っております。2020年3月期の連結売上高に占める比率は楽天証券株式会社が全体の55.9%、株式会社SBI証券が同28.7%と、2社の比率が高くなっております。どの証券会社に口座を開設し取引を行うかの金融商品取引業者の選択は顧客に委ねられており、特定の取引先の比率が高まった場合、取引先の経営環境、取引方針及び契約内容の変更によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社グループではこれらのリスクに対応するため、所属金融商品取引業者等取引先を増加する等の対応を進めております。

④ 競合について

現状、銀行・証券・保険の各業態における仲介業はそれぞれの業法で縦割りに規制されており、各業態のサービスを取り扱うためには複数の業登録を行う必要がありますが、金融サービス仲介業の創設により、金融商品仲介業への参入障壁は低くなることが見込まれます。

競合企業の参入や拡大は金融商品仲介業並びにIFAの認知度向上に伴う市場規模の拡大であり、当社事業にとっても一定のメリットがあるものと考えております。当社グループは、IFAが顧客の「最善の利益」のためだけに自らの専門性を発揮できるよう、独立性の担保はもちろんのこと、顧客へのアドバイス業務に専念でき、またIFAとして向上できる環境を提供するプラットフォームとして、当社プラットフォームに対するIFAの高い満足度の維持・向上に努めており、競合他社との更なる差別化を図っていく方針であります。

しかし、当社グループにおいてIFA満足度の維持向上及び競合他社との差別化が困難となり競争力が低下した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営に関するリスクについて

① 特定人物への依存について

当社グループは、事業運営を当社代表取締役社長である田中譲治あるいは少人数の経営陣に依存する度合いが高くなっております。したがって、これら経営陣が経営者としての任務を継続的に遂行することが、当社グループの発展を支える重要な要因でもあります。特に代表取締役社長である田中譲治は、当社グループの主力事業である金融商品仲介業の伸長に深く関与しております。

また、自身のIFA経験を通して事業に関する豊富な知識と経験と人脈を有しており、特にIFA候補者の開拓、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。

当社グループは特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、田中譲治及び特定かつ少数の経営陣に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、現段階において何らかの理由により田中譲治あるいは経営陣の一部において当社グループにおける業務遂行が困難になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 組織が少人数編成であることについて

当社グループの継続的な成長には、当社グループの理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を雇用し、育成し続けることが重要であると考えております。また、当社グループは業務遂行上、必要最低限の人数での組織編成となっております。今後は事業の拡大に応じて経験豊かな人材の確保及び当社グループ内での育成を行うとともに業務遂行体制の充実を図っていく方針であります。

しかし、当社グループの求める人材の確保に支障が生じた場合、従業員の予期せぬ退職等があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報システム・通信手段のリスクについて

IFA及び役社員は業務を遂行するにあたり、当社グループの提供するコンピュータシステム及び電話等の通信手段を使用しております。当社グループでは、情報システム利用環境についての監視を行うとともに、サーバーデータの定期的バックアップや稼働状況の監視、バックアップサーバーの遠隔地設置、システムのクラウド化等によりトラブルの事前防止、トラブル発生時の次善策対応を進めております。

しかし、停電等社会的インフラの障害、通信・放送の障害、サイバーテロ等により事業継続に支障をきたす事象が発生し、情報システム・通信手段に重大な被害又は長時間のシステム停止等の影響が生じる場合には、業務を適切に遂行できなくなる可能性があります。その場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及びコンプライアンスに関するリスクについて

① 法的規制等について

当社グループは、金融商品取引法及び関連法令等の規制を受けるとともに、主要な事業活動の前提となる金融商品仲介業の登録を受けております。この登録に特段の期限の定めはないものの、登録を受けた会社が、法令等に違反した場合等には、業務の全部もしくは一部を停止、あるいは登録の取消となることがあると金融商品取引法により定められております。

金融商品仲介業の登録の取消等の要件は以下のとおりです。

- ・ 他に行っている事業が公益に反すると認められるとき
- ・ 金融商品仲介業を適格に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められるとき
- ・ 不正の手段により金融商品仲介業の登録を受けたとき
- ・ 金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいて行われる行政官庁の処分に違反したとき
- ・ 役員の解任要件
 - a 心身故障のため適正な業務を行うことができないとき
 - b 破産手続き開始の決定を受けて復権できないとき
 - c 金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいて行われる行政官庁の処分に違反したとき

金融商品仲介業の登録の失効要件は以下のとおりです。

- ・ 金融商品仲介業を廃止したとき
- ・ 金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき
- ・ 金融商品仲介業者である法人について破産手続き開始の決定があったとき
- ・ 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散したとき
- ・ 所属金融商品取引業者等がなくなったとき
- ・ 第一種金融商品取引業者の登録を受けたとき

また、当社グループは、保険業法及び関連法令等の規制を受け、損害保険代理店の登録並びに生命保険募集人

の登録を受けております。この登録に特段の期限の定めはないものの、登録を受けた会社が、法令等に違反した場合等には、業務の全部もしくは一部を停止、あるいは免許の取消となることがあると保険業法により定められております。

当社グループでは、内部管理体制の強化とコンプライアンス体制の整備に努めており、現在を含め過去においても、登録の取消や更新拒否の事由となる事実は発生しておりません。しかしながら、将来においてこれら法令に違反する事実が発生し、登録の取消や行政処分が発せられた場合には、当社グループの事業活動や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

4.5 また、関連法令の改正や制定に伴い当社グループの事業活動が制約を受ける場合や当社グループが十分に対応できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 金融商品仲介業に係る新たな法的規制・行政指導について

金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他の法令・規則等の改定等により、当社グループが行っている業務に対し、新たな法的規制や行政指導が導入された場合には、当社ビジネスモデル、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在、当社とIFAは業務委任契約の関係（一部IFAとは雇用契約の関係）にあり、IFAは個人事業主として活動しております。しかし、法令の改定等により登録外務員の雇用義務化が定められた場合やIFAが独立した個人事業主ではなく「労働者」と認定された場合は、現在の契約形態でのビジネスの継続が困難となる可能性があり、IFAとの契約形態の変更は当社ビジネスモデルの根幹に関わる変更となるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ コンプライアンス違反について

当社は金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、その他の法令規則等に服しており、内部管理責任者の増強や内部管理体制の拡充に努めております。IFAとの業務委任契約締結にあたっては、IFAの行動規範である「IFAの誓い」への同意を前提としており、契約後のIFAは所属金融商品取引業者や当社独自のコンプライアンス研修や確認テストの定期的受講が必須となっております。

当社は常時IFAの活動についてのモニタリングを実施し、コンプライアンス違反防止に取り組んでおります。当社とIFAの業務委任契約は1年間の有期契約であり、契約更新に際してはコンプライアンス意識、法令・諸規則の遵守状況等を勘案し、更新の是非を判断しております。

また、当社グループは法令・規則等を遵守するよう役員に対して、定期的な社員研修等により、コンプライアンスや社内外のルール順守の徹底を図っております。

しかし、IFAや役員に対するこれらの教育・指導やモニタリング等が十分に機能せず、あるいはこうした教育・指導を無視したことによりコンプライアンス違反事例が発生した場合には、当社の信用の低下につながる可能性や当社が損害賠償責任を負う可能性があることから、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報セキュリティについて

当社グループは、事業を推進していく中で、顧客の機密情報や個人情報を扱う機会があります。当社グループではこれらの個人情報を取り扱う際の個人情報管理基本規程を制定するとともに、手続きや管理方法についてのルールを定めIFAに対する指導や社内教育を徹底する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかし、外部からの不正アクセスによるものや社内ルールの不徹底など人為的ミス等によりこれらの個人情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 訴訟等について

本書提出日現在において、重要な訴訟等は発生しておりません。しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、損害賠償請求等の訴訟その他の法

的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や損害賠償の金額によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

① 新型コロナウイルス感染症拡大について

当社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役社員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んで参りました。

また、全国のおフィスビルに同居する他テナントで感染者が発生した場合の連絡体制を確立してきました。

しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役社員やIFAに感染者が多数発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 災害・事故等に関わるリスク

当社グループでは、自然災害、火災、感染症の流行等によって通常の業務運営が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定し、関連マニュアルの整備、役社員の安否確認連絡体制を構築し定期的な訓練等を実施しております。

しかし、自然災害、火災、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、感染症流行、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、前四事業年度にわたり、配当を実施しております。しかしながら、当社グループは、いまだ成長過程にあると考えており、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保も重要な課題の一つであります。

当社は、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案したうえで、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としておりますが、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績によっては、配当を実施できない可能性があります。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社グループの役社員に対して、インセンティブを目的として新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式の割合は12.5%となっております。

また、今後もインセンティブプランとしてのストック・オプション制度を継続していく可能性があります。これら新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存株主が有する株式の価値及び議決権が希薄化する可能性があります。

⑤ 調達資金の使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途については、IFAに提供するビジネスプラットフォーム増強のためハード・ソフトの両面からサービス提供水準の向上につながる投資や人材資源拡充に充当する予定であります。

しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定どおり資金を投入したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

また、市場環境の変化が激しく、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。その場合は投資の優先度や費用対効果を見極めた判断を行い、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第15期連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

a 資産

当連結会計年度末の流動資産は前連結会計年度末に比べ53,517千円増加し、505,560千円となりました。これは売掛金が71,573千円増加した一方、現金及び預金が10,881千円、未収選付法人税等が11,526千円減少したこと等によるものです。固定資産は、前連結会計年度末に比べ33,361千円増加し、150,966千円となりました。これは新規3オフィスの開設及び既存2オフィスの増床等により、有形固定資産が6,566千円、差入保証金が22,546千円増加したこと等によるものです。

この結果、総資産は656,526千円となり、前連結会計年度末に比べ86,879千円増加いたしました。

b 負債

当連結会計年度末の流動負債は前連結会計年度末に比べ10,580千円減少し、281,233千円となりました。これは営業社員の人数が増え、営業成績連動賞与が増加したこと等により未払費用が10,271千円、未払法人税等が2,835千円、未払消費税等が5,184千円増加する一方、買掛金が29,821千円減少したこと等によるものです。固定負債は前連結会計年度末に比べ4,335千円増加し、30,387千円となりました。これは新規3オフィスの開設及び既存2オフィスの増床等により、資産除去債務が4,335千円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は311,621千円となり、前連結会計年度末に比べ6,245千円減少いたしました。

c 純資産

当連結会計年度末の純資産は前連結会計年度末に比べ93,124千円増加し、344,905千円となりました。これは第三者割当増資により資本金及び資本剰余金が49,600千円ずつ増加する一方、剰余金の配当5,310千円を実施したこと等により、利益剰余金が6,075千円減少したことによるものです。

第16期第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

a 資産

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ315,368千円増加し、820,928千円となりました。これは現金及び預金が134,452千円増加、売掛金が184,822千円増加したこと等によるものです。固定資産は、前連結会計年度末に比べ9,998千円増加し、160,965千円となりました。これは電話交換設備及びサーバーを取得したことにより、有形固定資産に含まれるリース資産14,220千円が増加したこと等によるものです。

この結果、総資産は981,893千円となり、前連結会計年度末に比べ325,367千円増加いたしました。

b 負債

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べ202,207千円増加し、483,441千円となりました。これは主に、買掛金137,568千円、未払法人税等43,949千円、流動負債その他に含まれる未払消費税等19,632千円の増加等によるものです。固定負債は前連結会計年度末に比べ11,362千円増加し、41,750千円となりました。これは、電話交換設備及びサーバーのリース資産の取得に伴い固定負債その他に含まれるリース債務が11,362千円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は525,191千円となり、前連結会計年度末に比べ213,570千円増加いたしました。

c 純資産

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ111,796千円増加し、456,702千円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益115,251千円を計上した一方、剰余金の配当3,455千円を実施したことにより、利益剰余金が111,796千円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

第15期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停止・停滞への懸念が強まり、景況感は急激に悪化し、先行きが極めて不透明な状況で推移いたしました。日経平均株価は3月に1万6,358円まで急落し、2016年11月以来3年4か月ぶりの安値を付けた後、日銀によるETFの買い入れ金額の拡大や米国の大型経済対策への期待等から反発したものの、3月末の日経平均株価は1万8,917円で取引を終えました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、「平均的な高齢夫婦無職世帯の毎月の赤字額は約5万円となっており、この毎月の赤字額は自身が保有する金融資産より補填することとなる。」という内容が話題となった金融審議会の報告書には、「個人々人に的確なアドバイスができるアドバイザーの存在が重要であり、顧客の最善の利益を追求する立場に立って、顧客のライフステージに応じ、マネープランの策定等の総合的なアドバイスを提供できるアドバイザー」の必要性が記載されております。

また、個人のライフスタイルの多様化や人生100年時代の到来を背景に各人が金融面での対応や備えを行っていく必要性が増し、幅広い世代における金融リテラシーの向上が不可欠となっているなかで、金融サービスの担い手の一つとしてIFAの存在感は急速に高まり、その将来性が注目されました。

このような経営環境の下、当社グループは「IFAビジネスに関わる全ての人々の幸せを目指します」をビジョンに掲げ、お客様、IFA、そして当社が、Win-Win-Winの関係を築けるよう、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境やIFAとしてのスキル向上を図る研鑽機会等のプラットフォームを提供し、お客様本位の業務運営の更なる徹底を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度末の所属IFA数は173人（前年度末比20.1%増、29名増）と増加し、IFAオフィスにつきましては広島（4月）、長野（7月）、宮崎（10月）の3オフィス開設の他、本店と大阪オフィスの増床により、IFAへ提供するブース数は19オフィス合計で278ブース（前年度末比46ブース増）となり、今後のIFAの増加に対応できるキャパシティを確保いたしました。

また、金融商品仲介業に係る口座総数は9,813口座（前年度末比22.7%増、1,815口座増）、媒介する資産残高は124,337百万円（前年度末比17.0%増、18,059百万円増）となり、当社の事業規模は拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高が2,467,009千円（前連結会計年度比3.7%増、87,305千円増）となったものの、オフィス開設等に伴う地代家賃等の増加や業務管理体制強化のための人員拡充による人件費の増加により営業利益が6,127千円（前連結会計年度比89.0%減、49,501千円減）、経常利益が7,408千円（前連結会計年度比86.9%減、49,230千円減）と税引き前段階では利益を確保しましたが、オフィスに係る法人住民税の均等割等により親会社株主に帰属する当期純損失が765千円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は38,790千円）となりました。

第16期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国内外の経済活動の停滞や縮小時期から経済活動の再開による持ち直し局面への動きがみられたものの、再度、感染の拡大が続いていること等から、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境は、世界的な金融緩和や財政出動、ワクチンの開発や接種の開始などを背景に世界経済の先行きへの回復期待から、日経平均は30年ぶりの高値となり米国の主要3指数が史上最高値を更新するなど、良好な状況が継続いたしました。

このような環境下、当社グループは、お客様のニーズや課題にお応えする役割を果たすとともに、金融商品仲介業務においてはIFAビジネスプラットフォームの付加価値を高めることで、2021年3月末の媒介する資産残高2,000億円の達成に取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間においてIFA数は12名純増、保険募集人は11名純増し、当第3四半期連結会計期間末のIFA数は185名、保険募集人は71名となり、金融商品仲介業に係る口座総数は11,090口座（前年度末比13.0%増、1,277口座増）、媒介する資産残高は184,018百万円（前年度末比48.0%増、59,681百万円増）となりました。媒介する資産残高増大による企業価値の向上を中期経営方針に掲げ、IFAに対し顧客の信頼を得て資産を増加させることの重要性和必要性を訴え、顧客の信頼獲得のため必要な資料や営業ツール、IFAとしての技能向上に繋がる研修機会の提供等に取り組んできたことが奏功し、当社事業基盤の拡大は継続しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、媒介する証券仲介手数料の大幅な増加に伴い、売上高が2,814,087千円、営業利益が172,207千円、経常利益が172,698千円、親会社株主に帰属する四半期純利益が115,251千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第15期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は238,053千円となり、前連結会計年度末に比べ10,881千円の減少となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は60,713千円（前連結会計年度は86,833千円の獲得）となりました。

主な増加要因は、減価償却費の計上16,720千円、営業社員の人数が増え、営業成績連動賞与が増加したことによる未払費用の増加額10,271千円、法人税等の還付額11,526千円によるものです。主な減少要因は、証券仲介売上高に係る売上債権の増加額71,573千円、委託契約IFA報酬に係る仕入債務は増加したものの、保険募集人に対する報酬の減少と過年度の報酬に対する分割払報酬を支払ったことにより、仕入債務の減少額が29,821千円となったこと、法人税等の支払額10,175千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は44,058千円（前連結会計年度は38,988千円の使用）となりました。

これは新規のIFAオフィス開設及び既存オフィスの増床、IFA向けのPC等有形固定資産の取得による支出21,511千円及びIFAオフィス開設時の敷金等差入保証金の差入による支出22,546千円により資金が減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は93,890千円（前連結会計年度は5,310千円の使用）となりました。

これは株式の発行による収入99,200千円により資金が増加した一方、配当金の支払額5,310千円により資金が減少したことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

b 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

c 販売実績

第15期連結会計年度及び第16期第3四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループはIFAによる金融サービス提供事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

セグメントの名称	第15期連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第16期第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
IFAによる金融サービス提供事業	2,467,009	103.7	2,814,087
合計	2,467,009	103.7	2,814,087

(注) 1. 最近2期連結会計年度及び第16期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第14期連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第15期連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第16期第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
楽天証券株式会社	1,191,683	50.1	1,379,739	55.9	1,365,204	48.5
株式会社SBI証券	675,136	28.4	707,544	28.7	830,061	29.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 3 会計方針に関する事項」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響については、「第5 経理の状況 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

なお、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第15期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

a 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」をご参照ください。

b 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」をご参照ください。

c 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第16期第3 四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

a 当第3 四半期連結累計期間の経営成績の分析

当第3 四半期連結累計期間の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」をご参照ください。

b 当第3 四半期連結累計期間の財政状態の分析

当第3 四半期連結累計期間の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」をご参照ください。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、当社グループの金融商品仲介業に係る人件費、販売促進費等の販管費及び一般管理費に加え、拠点開発に係る有形固定資産への投資があります。

通常の運転資金については、自己資金により賄うことを基本方針としております。新たな投資への資金需要については、上場による調達資金の活用を予定しております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保と育成、市場ニーズにあったサービスの展開等により、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスクに対し、適切に対応を行ってまいります。

⑤ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループは経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、所属IFA数及び媒介する資産残高を重要な経営指標として位置付けております。

当該指標については、次表のとおり継続的に増加しており、当第3四半期連結累計期間末の所属IFA数は、前連結会計年度末と比べ106.9%、媒介する資産残高は同148.0%となっており、順調に推移しているものと認識しております。

＜重要指標推移表＞

	2017年 3月期末 実績	2018年3月期末		2019年3月期末		2020年3月期末		2021年3月期 第3四半期末 実績
		実績	前期比	実績	前期比	実績	前期比	
所属IFA数（名）	99	117	118.2%	144	123.1%	173	120.1%	185
媒介する資産残高 （百万円）	76,252	98,423	129.1%	106,278	108.0%	124,337	117.0%	184,018

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	楽天証券株式会社	2009年4月10日	金融商品仲介業に係る業務等委託基本契約
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	株式会社SBI証券	2011年3月28日	金融商品仲介業に関する業務委託契約
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	エース証券株式会社	2014年3月7日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	あかつき証券株式会社	2020年2月1日	金融商品仲介業務に関する業務委託基本契約書

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第15期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度の設備投資は総額25,679千円であり、主な内容はオフィスの新設工事に伴う資産除去債務を含む建物附属設備となっております。当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第16期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資は総額23,553千円であり、主な内容は電話交換設備及びサーバーのリース資産の取得14,220千円、役社員及びIFAが使用するPCの購入6,061千円となっております。当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (神奈川県横浜市西区)	事業所設備等	5,907	2,538	1,077	9,523	25 (6)
新宿オフィス (東京都新宿区) 他17オフィス	事業所設備等	33,479	8,434	—	41,913	3 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは、正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員であります。
 4. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は118,885千円であります。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物附属設備	工具、器具 及び備品	合計	
株式会社A I P コンサルタンツ	本店 (神奈川県横浜市西区)	支店設備 PC	0	96	96	2 (8)
株式会社A I P コンサルタンツ	新宿支店 (東京都新宿区) 他5支店	電話設備一式 PC	—	50	50	1 (46)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは、正規従業員以外の有期雇用従業員であります。
 4. 連結会社以外から賃借している設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	首都圏他3オ フィス	IFAオフィスの 開設	5,738	—	増資資金	2021年 9月	2023年 3月	(注)2
提出 会社	本社 (横浜市西区)	IP電話設備	4,800	—	ファイナンス リース又は自 己資金	2021年 9月	2021年 9月	(注)2
提出 会社	本社 (横浜市西区)	通話録音装置	5,750	—	ファイナンス リース又は自 己資金	2021年 9月	2021年 9月	(注)2
提出 会社	本社 (横浜市西区)	顧客管理シス テム	6,000	—	増資資金	2021年 10月	2021年 10月	(注)2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握は困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,764,000
計	2,764,000

(注) 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2,744,000株増加し、2,764,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	691,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	691,000	—	—

(注) 1. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は687,545株増加し、691,000株となっております。

2. 2020年12月22日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社監査役 1 子会社取締役 3 当社従業員 13 （注） 1
新株予約権の数（個）※	25 [24] （注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 25 [4,800] （注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	90,000 [450] （注） 3
新株予約権の行使期間※	自 2020年3月31日 至 2028年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 90,000 [450] 資本組入額 （注） 4
新株予約権の行使の条件※	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 6

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在の内容を[]内に記載しており、その他事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 付与対象者の退職による権利の喪失、当社取締役及び監査役の退任並びに当社子会社取締役の就任による区分変更により、本書提出日の前月末現在における「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）3名、当社監査等委員である取締役1名、子会社取締役3名、当社従業員等17名の合計24名となっております

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株であり、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行

使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - a 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - e 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - f 新株予約権の行使の条件
（注）5に準じて決定する。
 - g 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4に準じて決定する。
 - h 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - i 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年4月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 （監査等委員である取締役を除く） 4 当社監査等委員である取締役 1 子会社取締役 3 子会社監査役 1 当社従業員 19 子会社従業員 2 （注） 1
新株予約権の数（個）※	409 （注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 409 [81,800] （注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	124,000 [620] （注） 3
新株予約権の行使期間※	自 2021年3月26日 至 2029年3月25日 （注） 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 124,000 [620] 資本組入額 （注） 5
新株予約権の行使の条件※	（注） 6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 7

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在の内容を〔 〕内に記載しており、その他事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

- （注） 1. 付与対象者の当社取締役就任及び退任並びに子会社取締役の退任による区分変更により、本書提出日の前月末現在における「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）4名、当社監査等委員である取締役1名、子会社取締役3名、当社従業員等20名、子会社従業員2名の合計30名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株であり、提出日の前月末現在は200株であります。
- ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行

使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 割当契約上の制限により、付与対象者が権利行使可能となる期間の始期は2021年4月2日となります。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - a 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - e 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - f 新株予約権の行使の条件
（注）5に準じて決定する。
 - g 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4に準じて決定する。
 - h 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - i 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年8月1日 (注) 1	182	2,322	—	80,000	—	—
2018年3月30日 (注) 2	333	2,655	14,985	94,985	14,985	14,985
2019年4月22日 (注) 3	800	3,455	49,600	144,585	49,600	64,585
2020年12月22日 (注) 4	687,545	691,000	—	144,585	—	64,585

(注) 1. 普通株式の無償株主割当によるものです。

割当先 株式会社アイ・パートナーズホールディングス 割当比率 1:182/2140

2. 普通株式の有償第三者割当によるものです。

発行価格 90,000円 資本組入額 45,000円

主な割当先 株式会社博真舎、島田和紀、松波精二、中川洋、諸富滋、金子昌資、清水祐司、大木百合子、佐藤泰幸、小林恭子、他62名

3. 普通株式の有償第三者割当によるものです。

発行価格 124,000円 資本組入額 62,000円

主な割当先 株式会社博真舎、濱崎洋、諸富滋、松波精二、中川洋、塩本かおり、守屋頭一、島田和紀、吉川昌利、田中譲治、他59名

4. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は687,545株増加し、691,000株になっております。

(4) 【所有者別状況】

2021年1月31日現在

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	164	165	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	140	—	—	6,770	6,910	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	2.03	—	—	97.97	100.00	—

(注) 1. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 2020年12月22日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 691,000	6,910	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	691,000	—	—
総株主の議決権	—	6,910	—

(注) 2020年11月13日開催の取締役決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案したうえで、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定める場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

当社の剰余金の配当は、基準日を毎年3月31日とする年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり1,000円の期末配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の強化を図りながら、IFAオフィスの出店や今後の成長に資する人員の採用、システムへの投資やIFAビジネスプラットフォームの増強等に有効活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

なお、当社は、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

基準日が第15期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年5月15日 取締役会	3,455	1,000

(注) 2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第15期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第15期事業年度に属する剰余金の配当を算定すると、1株当たり配当額は5.00円に相当いたします。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

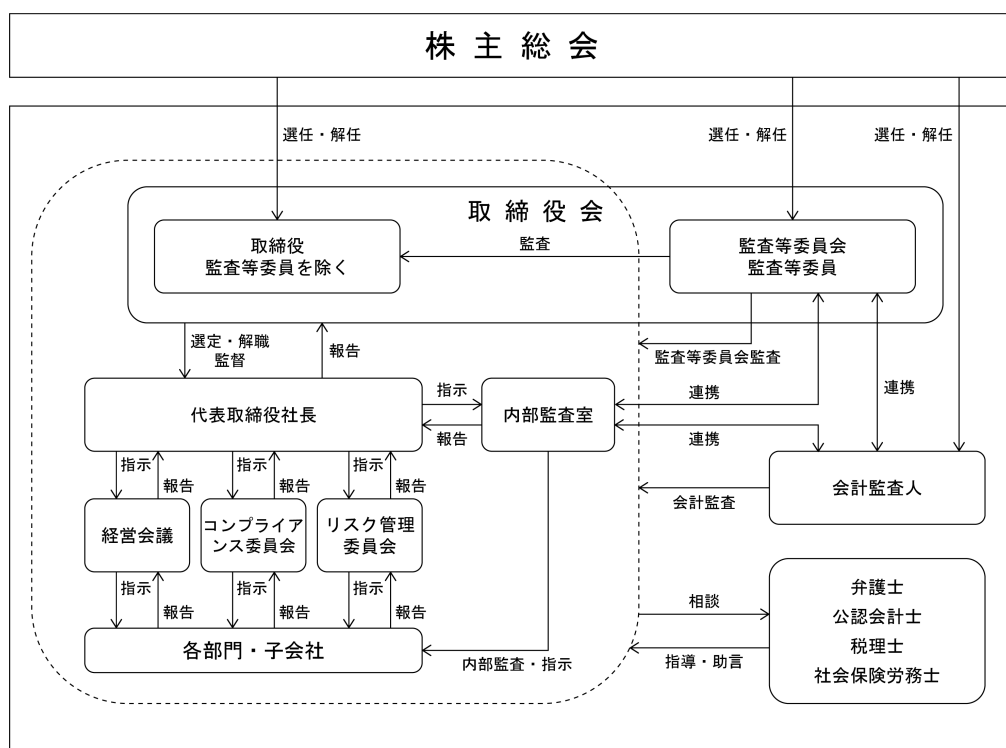
当社は、「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念としております。

この理念のもと、当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めていく所存であります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社グループの企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成されており、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員は監査等委員会で定めた監査等委員会規程及び監査計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役社長・監査等委員でない取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務の執行状況について厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者と定期的な情報交換を行い、会計監査人の監査計画の把握や、内部監査の状況を把握することで、監査の実効性確保に努めております。

(c) 会計監査人

当社は会計監査人として東陽監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(d) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、社外取締役を除く取締役、執行役員、部長以上の役職者、内部監査室長で構成されております。毎月2回定期的に開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務に関する重要事項の協議、報告を行っております。

(e) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、取締役、内部監査室長、子会社取締役、子会社監査役で構成されております。原則四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速な対応を行える体制としております。

(f) リスク管理委員会

当社は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、取締役、内部監査室長、子会社取締役、子会社監査役で構成されております。原則四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速な対応を行える体制としております。

(g) 内部監査室

当社の内部監査室は、内部監査室長以下3名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、内部監査を実施しております。

b 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営会議を設置することにより、取締役会の業務執行に関する監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行上の意思決定の迅速化を確保しております。

また、当社は、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことで監査・監督の実効性を向上させるとともに、内部監査室及び会計監査人との情報連携を活かすことによって、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

これにより、効果的かつ適正に経営監視・監督機能を果たすことができるため、現状の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「当社グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基

準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。

- ロ 当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ハ 当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ニ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
 - ホ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ヘ 当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- (b) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。
 - ロ 当社グループは、「個人情報取扱規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- (c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ロ 当社は、取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- (d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ロ 当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。
 - ハ 当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
 - ニ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。
- (e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
 - ロ 当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ハ 当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委

員会補助者を任命することができるものとする。

- ロ 任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあつて、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- (g) 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告するものとする。
 - ロ 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。
 - ハ 監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧する他、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。
 - ニ 当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- (h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ロ 当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携等により、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
 - ハ 監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - ニ 監査等委員である取締役は、管理本部管掌取締役から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- (i) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
 - イ 当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- (j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - イ 当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
 - ロ 当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。
 - ハ 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

b リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社グループでは、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を制定し、「経営理念」及び「当社グループ行動規範」に従い、全役社員が法令等を遵守した行動をとることを周知徹底するとともに、「リスク管理規程」を制定し、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。

また、当社グループでは、様々な事業運営上のリスク管理を適正に行うことを目的としてリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は、原則四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速なリスク管理・コンプライアンス対応を行える体制としております。

なお、外部専門家の助言を受けるため、不定期ではありますが顧問弁護士に出席を依頼し、体制の強化を図っております。

④ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款にて定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また、その選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑥ 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

b 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

c 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限度額が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 社長	田中 譲治	1957年2月21日	1979年4月 大和証券株式会社入社 1987年1月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 1992年10月 UBS証券会社東京支店入社 1998年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2002年8月 IFAとして独立 日興コーディアル証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)とのIFA委任契約締結 2005年2月 有限会社インテグリティ取締役就任 2009年2月 株式会社アイ・ブレーン(現当社)入社 2009年3月 当社取締役就任 2012年5月 当社専務取締役就任 2014年5月 当社代表取締役就任(現任) 2015年1月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任 2015年9月 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立取締役就任 2016年1月 同社代表取締役就任 2016年1月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役就任 2018年3月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役辞任・同社取締役就任(現任) 2018年4月 一般社団法人日本IFA協会理事就任(現任)	(注)2	34,000
取締役 システム・ インフラ本部長	守屋 顕一	1971年5月10日	1994年9月 石渡会計事務所(現税理士法人アイ・パートナーズ)入所 2002年9月 株式会社アクティブ入社 2014年3月 当社取締役就任(現任) 2015年7月 株式会社アクティブ代表取締役就任 2018年3月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役就任(現任) 2018年4月 当社システム・インフラ本部長(現任)	(注)2	20,000
取締役 管理本部長	島田 和紀	1970年12月14日	1993年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2017年4月 当社入社 2017年4月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任(現任) 2017年6月 当社取締役就任(現任) 2018年4月 当社管理本部長就任(現任)	(注)2	20,000
取締役 金融商品仲介 業務本部長	松波 精二	1960年9月2日	1983年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2018年4月 当社入社 業務管理部長就任 2018年4月 株式会社AIPコンサルタンツ監査役就任 2018年7月 当社執行役員業務管理部長就任 2019年4月 当社執行役員金融商品仲介業務本部副本部長就任 2020年4月 当社金融商品仲介業務共同本部長就任 2020年6月 当社取締役金融商品仲介本部長就任(現任)	(注)2	16,000
取締役 (常勤監査等委員)	吉川 昌利	1979年1月14日	2003年1月 税理士法人山田&パートナーズ入所 2004年4月 石渡会計事務所(現税理士法人アイ・パートナーズ)入所 2006年2月 株式会社アイ・ブレーン(現当社)設立 取締役就任 2007年6月 当社取締役辞任 2007年9月 税理士登録 2016年6月 吉川昌利税理士事務所開設 所長就任(現任) 2016年6月 当社取締役就任 2016年6月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任 2018年3月 同社取締役辞任 2018年6月 当社取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	(注)3	16,000
取締役 (監査等委員)	上野 博史	1938年5月15日	1962年4月 農林省(現農林水産省)入省 1992年7月 同省農林水産大臣官房長官就任 1994年2月 同省食糧庁長官就任 1995年7月 同省農林水産事務次官就任 1998年1月 独立行政法人農林漁業信用基金理事長就任 2000年6月 農林中央金庫代表理事理事長就任 2009年3月 同金庫顧問就任 2013年1月 株式会社博真舎設立 代表取締役就任(現任) 2015年5月 株式会社日本精米顧問就任(現任) 2016年6月 欣交会会長就任(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	14,000 (注)4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	中川 洋	1951年2月12日	1974年4月 株式会社野村総合研究所入社 1987年8月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 1995年4月 メリルリンチ証券会社東京支店入社 1999年1月 同社副会長就任 1999年11月 株式会社日本ワークス監査役就任（現任） 2000年11月 株式会社マナオクリエーション設立 取締役就任 2001年1月 同社代表取締役就任（現任） 2002年6月 株式会社エム・コミュニケーションズ取締役就任 2003年6月 有限会社二宮漁場設立 取締役就任 2005年6月 同社代表取締役就任（現任） 2007年3月 株式会社メディエイト社外取締役就任（現任） 2018年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)3	14,000
計					134,000

- (注) 1. 取締役 上野博史及び中川洋は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2020年6月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役（監査等委員）の任期は、2020年6月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役（監査等委員）上野博史の所有株式数は、同氏が代表取締役を務める法人が所有する株式数であります。
5. 監査等委員会の体制は、以下のとおりであります。
委員長 吉川昌利、委員 上野博史、委員 中川洋
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員の氏名は及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	諸富 滋	管理本部 副本部長
執行役員	塩本 かおり	金融商品仲介本部 副本部長 兼社長室長

② 社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役2名を選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外取締役については、豊富な経験・見識等に基づき、経営に対する客観的かつ的確な助言を求めるとともに、取締役の職務執行の監督を期待しております。

監査等委員である社外取締役の上野博史は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は代表取締役を務める法人を通じた当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の中川洋は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての十分な専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しております。同氏は当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、常勤監査等委員（委員長）1名及び2名が独立性の高い社外取締役である監査等委員であります。原則として毎月1回監査等委員会の開催に加え、必要に応じて監査等委員会を開催しており、会計監査人、内部監査を統括する内部監査室と連携を図り、会社の内部統制システムを通じて、経営の適法性及び妥当性の監査を行っております。

監査等委員である社外取締役上野博史は、農林水産事務次官や農林中央金庫理事長等の豊富な経験と見識を有しており、それらを取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

監査等委員である社外取締役中川洋は、アナリストとして専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しており、それらを取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

常勤監査等委員である取締役吉川昌利は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、経営会議を始め重要な会議への出席や全国各地のオフィスを年に10か所程度巡回しIFAからのヒアリングを行う等情報収集に積極的に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や関係部署からの報告、代表取締役社長・取締役・使用人との面談を通じて内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。

また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人、内部監査責任者、子会社監査役との情報交換を積極的に行っております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）における活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	
取締役 (常勤監査等委員)	吉川昌利	取締役会15回中15回	監査等委員会13回中13回
社外取締役 (監査等委員)	上野博史	取締役会15回中15回	監査等委員会13回中13回
社外取締役 (監査等委員)	中川洋	取締役会15回中13回	監査等委員会13回中11回

当事業年度の監査等委員会は合計13回開催し、1回あたりの所要時間は約46分、監査等委員の出席率は95%でした。

年間を通じ次のような決議、報告協議がなされました。

決議：9件 監査方針・監査計画・職務分担等、会計監査人の評価及び再任・不再任、監査報告等、業務執行取締役の評価及び再任議案への意見陳述

報告協議：60件 常勤監査等委員の月次活動報告、内部監査・会計監査人の連携状況報告、関連当事者取引確認、内部通報制度運用状況確認、セミナー参加・他社事例報告

② 内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者3名により、全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査担当者は、自己の所属する部門を除く全部門の業務監査を実施し、自己の所属する部門に対しては、他部門の内部監査担当者が監査することで、監査の独立性を確保しております。

内部監査責任者は、監査計画（監査方針、被監査部署の名称、監査実施時期・日程、監査人氏名、監査の範囲、方法、その他必要事項）を立案し、代表取締役社長の承認を受けております。この監査計画に基づき、定期監査の実施計画を策定し、被監査部門に通知のうえ監査を実施しております。監査の結果は、代表取締役社長に報告され、改善すべき事項が発見された場合には、被監査部門に対して改善指示を通達し、改善案報告書を監査責任者へ提出させることとしております。改善すべき事項は年度内にフォローアップ監査を行い、改善状況を確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。

b 内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携

内部監査責任者は、三様監査の実効性を高めることを目的として、監査法人と監査等委員の3者で四半期に一

度ミーティングを行い、会計監査の状況、内部監査の状況等を共有し、相互連携を図っております。

また、内部監査責任者は、必要に応じて毎月開催される監査等委員会に出席し、内部監査の状況を報告しております。内部監査責任者と会計監査人は、往査時等に適時情報共有を行い、連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

東陽監査法人

b 継続監査期間

3年間

c 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 猿渡 裕子

指定社員 業務執行社員 田部 秀穂

d 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他2名

e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、会計監査人の選定及び評価に際しては、会計監査人の独立性、専門性、品質管理体制、及び事業分野への理解度を総合的に勘案し、選定しております。

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、東陽監査法人と期中においても適宜会計処理等について意見を交換しており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	7,000	—	9,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	7,000	—	9,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定については、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定いたします。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬に関しては、2020年12月22日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額150百万円以内と決議されており、監査等委員である取締役については年額50百万円以内と決議されております。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、経営環境や経済情勢等を考慮のうえ、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬の額は監査等委員会において決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	61,140	61,140	—	—	4
監査等委員 (社外監査等委員を除く)	6,634	6,634	—	—	1
社外役員	5,200	5,200	—	—	2

(注) 1. 上記は2020年3月期の実績であります。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的の株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更に的確に対応できる体制を準備するため、監査法人等主催の各種セミナーへの参加を行う他、各種専門家のコンサルティングを受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	248,934	238,053
売掛金	173,767	245,340
商品	881	1,140
前払費用	17,188	19,979
未収還付法人税等	11,526	—
その他	274	1,046
貸倒引当金	△530	—
流動資産合計	452,042	505,560
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	39,239	55,832
工具、器具及び備品	28,742	35,257
減価償却累計額	△26,290	△42,831
有形固定資産合計	41,692	48,258
無形固定資産		
ソフトウェア	213	1,039
無形固定資産合計	213	1,039
投資その他の資産		
差入保証金	71,361	93,907
長期前払費用	1,659	244
繰延税金資産	2,679	7,515
投資その他の資産合計	75,699	101,668
固定資産合計	117,604	150,966
資産合計	569,647	656,526

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	241,952	212,131
未払金	24,933	25,266
未払費用	304	10,576
未払法人税等	9,184	12,020
未払消費税等	6,935	12,120
賞与引当金	3,346	4,030
役員賞与引当金	—	1,916
資産除去債務	—	1,300
その他	5,155	1,871
流動負債合計	291,813	281,233
固定負債		
資産除去債務	26,052	30,387
固定負債合計	26,052	30,387
負債合計	317,866	311,621
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,985	144,585
資本剰余金	23,921	73,521
利益剰余金	132,874	126,798
株主資本合計	251,781	344,905
純資産合計	251,781	344,905
負債純資産合計	569,647	656,526

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	372,506
売掛金	430,162
商品	922
その他	17,337
流動資産合計	820,928
固定資産	
有形固定資産	59,352
無形固定資産	995
投資その他の資産	
差入保証金	91,114
その他	9,502
投資その他の資産合計	100,617
固定資産合計	160,965
資産合計	981,893

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	349,699
未払法人税等	55,969
賞与引当金	1,158
その他	76,613
流動負債合計	483,441
固定負債	
資産除去債務	30,387
その他	11,362
固定負債合計	41,750
負債合計	525,191
純資産の部	
株主資本	
資本金	144,585
資本剰余金	73,521
利益剰余金	238,595
株主資本合計	456,702
純資産合計	456,702
負債純資産合計	981,893

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	2,379,704	2,467,009
売上原価	1,835,581	1,843,935
売上総利益	544,123	623,074
販売費及び一般管理費	※1 488,493	※1 616,946
営業利益	55,629	6,127
営業外収益		
受取利息	2	2
受取家賃	239	239
保険解約返戻金	252	513
雑収入	513	524
営業外収益合計	1,009	1,280
経常利益	56,639	7,408
特別損失		
固定資産除却損	※2 110	—
特別損失合計	110	—
税金等調整前当期純利益	56,529	7,408
法人税、住民税及び事業税	28,445	13,510
法人税等還付税額	△11,526	△499
法人税等調整額	819	△4,836
法人税等合計	17,738	8,174
当期純利益又は当期純損失 (△)	38,790	△765
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	38,790	△765

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	38,790	△765
包括利益	38,790	△765
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	38,790	△765
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	2,814,087
売上原価	2,079,669
売上総利益	734,417
販売費及び一般管理費	562,210
営業利益	172,207
営業外収益	
受取利息	0
受取家賃	186
助成金収入	285
雑収入	63
営業外収益合計	535
営業外費用	
支払利息	44
営業外費用合計	44
経常利益	172,698
特別損失	
固定資産除却損	77
特別損失合計	77
税金等調整前四半期純利益	172,620
法人税、住民税及び事業税	58,170
法人税等調整額	△801
法人税等合計	57,368
四半期純利益	115,251
親会社株主に帰属する四半期純利益	115,251

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	115,251
四半期包括利益	115,251
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	115,251
非支配株主に係る四半期包括利益	-

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	94,985	23,921	99,393	218,300	218,300
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△5,310	△5,310	△5,310
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	38,790	38,790	38,790
当期変動額合計	—	—	33,480	33,480	33,480
当期末残高	94,985	23,921	132,874	251,781	251,781

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	94,985	23,921	132,874	251,781	251,781
当期変動額					
新株の発行	49,600	49,600	—	99,200	99,200
剰余金の配当	—	—	△5,310	△5,310	△5,310
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△765	△765	△765
当期変動額合計	49,600	49,600	△6,075	93,124	93,124
当期末残高	144,585	73,521	126,798	344,905	344,905

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	56,529	7,408
減価償却費	13,647	16,720
長期前払費用償却額	350	472
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△201	△530
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,513	684
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	1,916
受取利息及び受取配当金	△2	△2
有形固定資産除却損	110	—
売上債権の増減額 (△は増加)	4,299	△71,573
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△635	△259
前払費用の増減額 (△は増加)	△6,489	△2,790
仕入債務の増減額 (△は減少)	86,718	△29,821
未払金の増減額 (△は減少)	△14,121	3,366
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,097	10,271
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△7,499	5,184
その他	3,899	△3,112
小計	136,020	△62,066
利息及び配当金の受取額	2	2
法人税等の支払額	△49,189	△10,175
法人税等の還付額	—	11,526
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,833	△60,713
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△17,891	△21,511
差入保証金の差入による支出	△21,559	△22,546
差入保証金の返還による収入	462	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,988	△44,058
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	99,200
配当金の支払額	△5,310	△5,310
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,310	93,890
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	42,535	△10,881
現金及び現金同等物の期首残高	206,399	248,934
現金及び現金同等物の期末残高	※1 248,934	※1 238,053

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社A I Pコンサルティング

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

a 商品

主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社A I Pコンサルティング

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

a 商品

主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、2020年3月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(連結貸借対照表関係)

2019年4月1日に開始する連結会計年度(翌連結会計年度)より、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払費用」は、金額の重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当連結会計年度の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた5,459千円は、「未払費用」304千円、及び「その他」5,155千円として組み替えております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払費用」は、金額の重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた5,459千円は、「未払費用」304千円、及び「その他」5,155千円として組み替えております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社グループ(当社及び連結子会社)におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役社員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んでおります。そのため、現時点での業績への影響は軽微であると考えております。しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役社員やIFAに感染者が多数発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	81,834 千円	83,174 千円
給料及び手当	137,752	166,118
退職給付費用	7,326	8,812
賞与引当金繰入額	5,439	11,720
役員賞与引当金繰入額	—	1,916
地代家賃	92,162	118,885
減価償却費	13,647	16,720
貸倒引当金繰入額	△201	△530

※ 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物附属設備	110 千円	— 千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,655	—	—	2,655

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,310	2,000	2018年3月31日	2018年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,310	2,000	2019年3月31日	2019年6月28日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,655	800	—	3,455

(注) 発行済株式の増加は、第三者割当により800株の新株式発行を実施したことによる増加分であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出会社	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,310	2,000	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,455	1,000	2020年3月31日	2020年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	248,934千円	238,053千円
現金及び現金同等物	248,934千円	238,053千円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	8,114千円	5,654千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち96.9%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものについては(注)2のとおりであり、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	248,934	248,934	—
(2) 売掛金	173,767		—
貸倒引当金(※)	△530		
	173,236	173,236	—
(3) 未収還付法人税等	11,526	11,526	—
資産計	433,697	433,697	—
(1) 買掛金	241,952	241,952	—
(2) 未払金	24,933	24,933	—
(3) 未払費用	304	304	—
(4) 未払法人税等	9,184	9,184	—
(5) 未払消費税等	6,935	6,935	—
負債計	283,312	283,312	—

※売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており

ます。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	2019年3月31日
差入保証金	71,361千円

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	248,934	—	—	—
売掛金	173,767	—	—	—
未収還付法人税等	11,526	—	—	—
合計	434,228	—	—	—

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち93.8%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものについては(注)2のとおりであり、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	238,053	238,053	—
(2) 売掛金	245,340	245,340	—
資産計	483,394	483,394	—
(1) 買掛金	212,131	212,131	—
(2) 未払金	25,266	25,266	—
(3) 未払費用	10,576	10,576	—
(4) 未払法人税等	12,020	12,020	—
(5) 未払消費税等	12,120	12,120	—
負債計	272,114	272,114	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	2020年3月31日
差入保証金	93,907千円

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	238,053	—	—	—
売掛金	245,340	—	—	—
合計	483,394	—	—	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)7,326千円、当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)8,812千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 2	当社取締役 8名 当社監査役 1名 子会社取締役 3名 当社従業員 13名
株式の種類及び付与数(注) 1	普通株式 5,000株
付与日	2018年3月30日
権利確定条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年3月31日～2028年2月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数は当時のものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	5,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	5,000
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格（円）	450
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似業種比準法及び時価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千万円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 2	当社取締役 8名 当社監査役 1名 子会社取締役 3名 当社従業員 13名	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名 当社監査等委員である取締役 1名 子会社取締役 3名 子会社監査役 1名 当社従業員 19名 子会社従業員 2名
株式の種類及び付与数(注) 1	普通株式 5,000株	普通株式 81,800株
付与日	2018年3月30日	2019年4月22日
権利確定条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年3月31日～2028年2月28日	2021年3月26日～2029年3月25日 (注) 3

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数は当時のものです。

3. 割当契約上の制限により、付与対象者が権利行使可能となる期間の始期は2021年4月2日となります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	5,000	—
付与	—	81,800
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	5,000	81,800
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格（円）	450	620
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似業種比準法により算出した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千万円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	1,024	千円
資産除去債務	7,826	
未払事業税	△474	
固定資産の未実現利益	740	
繰延税金資産小計	9,117	千円
繰延税金資産合計	9,117	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,438	千円
繰延税金負債合計	△6,438	千円
繰延税金資産純額	2,679	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.59%
(調整)	
住民税均等割等	7.88%
繰越欠損金の利用	△7.47%
評価性引当額の増減	△1.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.23%
法人税等還付税額	△0.42%
資産除去債務	△0.55%
その他	△0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.38%

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	1,242	千円
役員賞与引当金	575	
資産除去債務	9,519	
未払事業税	1,751	
固定資産の未実現利益	767	
その他	46	
繰延税金資産小計	13,902	千円
繰延税金資産合計	13,902	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,386	千円
繰延税金負債合計	△6,386	千円
繰延税金資産純額	7,515	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.04%
(調整)	
住民税均等割等	82.59%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.50%
連結子会社の適用税率差異	△6.52%
資産除去債務	△1.27%
その他	△0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	110.34%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2019年4月22日の第三者割当増資の結果、当社の資本金が増加したことに伴い、法人事業税の外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.59%から30.04%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が745千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約見込み期間を入居から5年と見積り、割引率は国債金利を参照し0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	17,937千円
賃貸借契約の開始に伴う増加額	8,114千円
期末残高	26,052千円

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約見込み期間を入居から5年と見積り、割引率は国債金利を参照し0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	26,052千円
賃貸借契約の開始に伴う増加額	5,654千円
見積りの変更による増減額(注)	△18千円
期末残高	31,687千円

(注) 不動産賃貸契約に伴う原状回復義務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

当社グループの事業区分は「IFAによる金融サービス提供事業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

当社グループの事業区分は「IFAによる金融サービス提供事業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	金融商品仲介業	その他金融サービス	合計
外部顧客への売上高	2,061,138	318,565	2,379,704

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	1,191,683	単一セグメントのため省略
株式会社SBI証券	675,136	単一セグメントのため省略

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	金融商品仲介業	その他金融サービス	合計
外部顧客への売上高	2,322,412	144,596	2,467,009

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	1,379,739	単一セグメントのため省略
株式会社SBI証券	707,544	単一セグメントのため省略

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	474円16銭	499円14銭
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	73円05銭	△1円12銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、当連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	38,790	△765
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	38,790	△765
普通株式の期中平均株式数(株)	531,000	681,819
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数25個)。 新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数434個)。 新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	251,781	344,905
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	251,781	344,905
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	531,000	691,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(新株の発行)

当社は、2019年4月1日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関し、下記のとおり決議いたしました。なお、払込は2019年4月22日に完了しております。

株式の種類および発行数	普通株式 800株
発行価格	1株につき124,000円
発行価格の総額	99,200,000円
資本組入額	1株につき62,000円
資本組入額の総額	49,600,000円
払込期日	2019年4月22日

(新株予約権の発行)

当社は、2019年4月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとしての第2回新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付をもって株式分割を行っております。また、2020年12月22日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年12月21日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,455株
今回の株式分割により増加する株式数	687,545株
株式分割後の発行済株式総数	691,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,764,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2020年11月16日
基準日	2020年12月21日
効力発生日	2020年12月22日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	12,427千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,455千円	1,000円	2020年3月31日	2020年6月30日

(注) 2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割しております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、IFAによる金融サービス提供事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	166円79銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	115,251
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	115,251
普通株式の期中平均株式数(株)	691,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算出しております。

⑤ 【連結附属明細表】(2020年3月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	102,482	172,579
売掛金	171,297	242,620
前払費用	16,886	18,559
未収還付法人税等	11,526	—
その他	263	※1 5,246
貸倒引当金	△530	—
流動資産合計	301,925	439,005
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	38,924	55,517
工具、器具及び備品	31,354	39,359
減価償却累計額	△26,675	△44,517
有形固定資産合計	43,603	50,359
無形固定資産		
ソフトウェア	213	1,077
無形固定資産合計	213	1,077
投資その他の資産		
関係会社株式	17,324	17,324
差入保証金	71,361	93,907
長期前払費用	1,659	244
繰延税金資産	1,112	6,307
投資その他の資産合計	91,457	117,783
固定資産合計	135,273	169,221
資産合計	437,199	608,226

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	146,503	188,480
未払金	※1 21,494	※1 27,003
未払費用	304	10,576
未払法人税等	2,014	9,971
未払消費税等	1,147	11,534
賞与引当金	2,793	3,244
役員賞与引当金	—	1,916
資産除去債務	—	1,300
その他	※1 1,405	※1 1,344
流動負債合計	175,663	255,370
固定負債		
資産除去債務	26,052	30,387
固定負債合計	26,052	30,387
負債合計	201,716	285,758
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,985	144,585
資本剰余金		
資本準備金	14,985	64,585
その他資本剰余金	8,936	8,936
資本剰余金合計	23,921	73,521
利益剰余金		
利益準備金	995	1,526
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	115,581	102,834
利益剰余金合計	116,576	104,361
株主資本合計	235,483	322,468
純資産合計	235,483	322,468
負債純資産合計	437,199	608,226

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	2,061,138	2,322,412
売上原価	1,592,578	1,746,255
売上総利益	468,560	576,157
販売費及び一般管理費	※1、※2 444,061	※1、※2 586,271
営業利益又は営業損失(△)	24,499	△10,114
営業外収益		
受取利息	1	1
受取家賃	※1 1,685	※1 2,598
保険解約返戻金	252	513
紹介手数料収入	—	3,850
雑収入	513	519
営業外収益合計	2,453	7,483
経常利益又は経常損失(△)	26,952	△2,631
特別損失		
固定資産除却損	※3 110	—
特別損失合計	110	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	26,842	△2,631
法人税、住民税及び事業税	21,274	9,968
法人税等還付税額	△11,526	△499
法人税等調整額	2,385	△5,194
法人税等合計	12,134	4,274
当期純利益又は当期純損失(△)	14,708	△6,905

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 支払成果報酬	※1	1,582,326	99.4	1,733,937	99.3
II その他	※2	10,251	0.6	12,317	0.7
売上原価		1,592,578	100.0	1,746,255	100.0

(注) ※1 委任契約のIFAに係る支払成果報酬です。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
Quick利用料	7,414	9,428
ロイター利用料	1,957	2,015

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	94,985	14,985	8,936	23,921
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	94,985	14,985	8,936	23,921

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	464	106, 713	107, 178	226, 085
当期変動額				
剰余金の配当	531	△5, 841	△5, 310	△5, 310
当期純利益	—	14, 708	14, 708	14, 708
当期変動額合計	531	8, 867	9, 398	9, 398
当期末残高	995	115, 581	116, 576	235, 483

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	94,985	14,985	8,936	23,921
当期変動額				
新株の発行	49,600	49,600	—	49,600
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純損失 (△)	—	—	—	—
当期変動額合計	49,600	49,600	—	49,600
当期末残高	144,585	64,585	8,936	73,521

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	995	115,581	116,576	235,483
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	99,200
剰余金の配当	531	△5,841	△5,310	△5,310
当期純損失（△）	—	△6,905	△6,905	△6,905
当期変動額合計	531	△12,746	△12,215	86,984
当期末残高	1,526	102,834	104,361	322,468

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～10年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております

- (3) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

3 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、2020年3月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(貸借対照表関係)

当事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払費用」は、金額的重要性が高まったため、2019年4月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より区分掲記しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた1,710千円は、「未払費用」304千円、及び「その他」1,405円として組み替えております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払費用」は、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた1,710千円は、「未払費用」304千円、及び「その他」1,405千円として組み替えております。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社グループ(当社及び連結子会社)におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んでおります。そのため、現時点での業績への影響は軽微であると考えております。しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役員やIFAに感染者が多数発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	— 千円	4,877 千円
短期金銭債務	3,736	7,291

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高	22,781 千円	40,740 千円
営業取引以外の取引による取引高	11,264	6,208

※2 一般管理費に属する費用の割合は、前事業年度及び当事業年度ともに100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	71,634 千円	72,974 千円
給料及び手当	106,282	141,513
賞与引当金繰入額	4,886	9,477
役員賞与引当金繰入	—	1,916
地代家賃	92,162	118,885
減価償却費	14,319	18,039
貸倒引当金繰入額	△201	△530

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物附属設備	110 千円	— 千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額17,324千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額17,324千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	839	千円
資産除去債務	7,826	
未払事業税	△1,114	
繰延税金資産小計	7,550	千円
繰延税金資産合計	7,550	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,438	千円
繰延税金負債合計	△6,438	千円
繰延税金資産純額	1,112	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.59%
(調整)	
住民税均等割等	14.26%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.47%
法人税等還付税額	△0.89%
資産除去債務	△1.16%
その他	△0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.20%

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	974	千円
役員賞与引当金	575	
資産除去債務	9,519	
未払事業税	1,578	
その他	46	
繰延税金資産小計	12,694	千円
繰延税金資産合計	12,694	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	6,386	千円
繰延税金負債合計	6,386	千円
繰延税金資産純額	6,307	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

④ 【附属明細表】(2020年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計 額 (千円)
有形固定資産						
建物附属設備	30,566	16,611	18	7,772	39,387	16,130
工具、器具及び備品	13,037	8,005	—	10,069	10,972	28,386
有形固定資産計	43,603	24,616	18	17,842	50,359	44,517
無形固定資産						
ソフトウェア	213	1,062	—	197	1,077	—
無形固定資産計	213	1,062	—	197	1,077	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	本店	5階オフィス工事	5,556	千円
	大阪	オフィス工事	4,360	千円
	長野	オフィス新築工事	2,484	千円
	宮崎	オフィス新築工事	1,561	千円
	札幌	オフィス新築工事(2020年4月開設)	1,369	千円
工具、器具及び備品	PC購入		6,427	千円
	本店	レイアウト変更工事	920	千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	旧大阪オフィス	原状回復費用見積変更	18	千円
--------	---------	------------	----	----

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	530	—	530	—
賞与引当金	2,793	3,244	2,793	3,244
役員賞与引当金	—	1,916	—	1,916

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年3月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.aipf.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に上げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年10月25日	田中宗寿	東京都杉並区	株主	原田茂行	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30	3,720,000 (124,000)	移動前所有者の売却希望に移動後所有者が応じたため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は以下のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は以下のとおりです。
- DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	第2回新株予約権
発行年月日	2019年4月22日	2019年4月22日
種類	普通株式	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	800株	409株
発行価格	124,000円 (注) 4	124,000円 (注) 5
資本組入額	1株につき62,000円	1株につき62,000円
発行価額の総額	99,200,000円	50,716,000円
資本組入額の総額	49,600,000円	25,358,000円
発行方法	有償第三者割当	2019年3月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使

を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第2回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 124,000円
行使期間 (注) 7	2021年3月26日から 2029年3月25日まで
行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 割当契約上の制限により、付与対象者が権利行使可能となる期間の始期は2021年4月2日となります。
8. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
濱崎 洋	神奈川県横浜市港北区	会社役員	70	8,680,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、子会社取締役) 当社従業員
諸富 滋	神奈川県川崎市麻生区	会社員	70	8,680,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名) 当社従業員
松波 精二	千葉県船橋市	会社員	69	8,556,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名) 当社従業員
株式会社博真舎 代表取締役 上野 博史 資本金 600万円	神奈川県川崎市麻生区 上麻生2-25-23	不動産賃貸	60	7,440,000 (124,000)	特別利害関係者等(役員等 により総株主等の議決権の 過半数が所有されている会 社)
中川 洋	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	60	7,440,000 (124,000)	特別利害関係者等(当社監 査等委員である取締役)
塩本 かおり	東京都世田谷区	会社員	50	6,200,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名) 当社従業員
守屋 顕一	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	50	6,200,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社取締役、子 会社取締役)
島田 和紀	東京都武蔵野市	会社役員	50	6,200,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社取締役、子 会社取締役)
吉川 昌利	神奈川県横浜市港南区	会社役員	50	6,200,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社監査等委員 である取締役)
田中 譲治	東京都世田谷区	会社役員	48	5,952,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社代表取締役 社長、子会社取締役)
大木 百合子	神奈川県横浜市保土ヶ 谷区	会社員	21	2,604,000 (124,000)	当社従業員
松隈 由紀	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	13	1,612,000 (124,000)	当社従業員
沖本 真季	大阪府大阪市中央区	会社員	13	1,612,000 (124,000)	当社従業員
管 駿介	神奈川県横浜市港北区	会社員	11	1,364,000 (124,000)	当社従業員
田中 梨花	東京都世田谷区	会社員	10	1,240,000 (124,000)	特別利害関係者等(当社代 表取締役社長の二親等内の 血族) 当社従業員
片渕 聖一郎	京都府京都市下京区	会社員	10	1,240,000 (124,000)	当社入社予定者
菅原 亜里沙	神奈川県厚木市	会社員	8	992,000 (124,000)	当社従業員
高梨 清香	神奈川県横浜市中区	会社員	5	620,000 (124,000)	当社従業員
伊藤 博淳	東京都中野区	会社員	5	620,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契 約先
井上 勝治	京都府京都市南区	個人事業主	5	620,000 (124,000)	当社委任契約先
伊藤 達馬	福岡県福岡市中央区	会社員	5	620,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契 約先
加藤 智彦	埼玉県熊谷市	個人事業主	5	620,000 (124,000)	当社委任契約先

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
谷 俊治	東京都豊島区	個人事業主	5	620,000 (124,000)	当社委任契約先
遠藤 賢介	千葉県佐倉市	個人事業主	5	620,000 (124,000)	当社委任契約先
和才 学	福岡県飯塚市	個人事業主	5	620,000 (124,000)	当社委任契約先
高橋 直紀	大阪府大阪市都島区	会社員	5	620,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
中島 渉	兵庫県加古川市	個人事業主	5	620,000 (124,000)	当社委任契約先
小林 重夫	東京都八王子市	会社員	5	620,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
周東 秀明	東京都荒川区	個人事業主	5	620,000 (124,000)	当社委任契約先
小林 恭子	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	4	496,000 (124,000)	当社従業員
佐藤 泰幸	神奈川県川崎市中原区	会社員	4	496,000 (124,000)	当社従業員
清水 祐司	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	4	496,000 (124,000)	特別利害関係者等（子会社取締役）
松澤 英樹	東京都品川区	会社員	4	496,000 (124,000)	子会社従業員
中沢 英美	神奈川県横浜市港南区	会社員	4	496,000 (124,000)	当社従業員
大沼 雄太	神奈川県横浜市泉区	会社員	4	496,000 (124,000)	当社従業員
佐原 秀満	神奈川県藤沢市	個人事業主	4	496,000 (124,000)	当社委任契約先
林 良祐	神奈川県川崎市多摩区	個人事業主	3	372,000 (124,000)	当社委任契約先
松江 有美	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	3	372,000 (124,000)	子会社従業員
木村 圭汰	福岡県福岡市中央区	会社員	3	372,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
山喜 良彦	大阪府大阪市淀川区	個人事業主	3	372,000 (124,000)	当社委任契約先
水科 卓也	東京都練馬区	個人事業主	3	372,000 (124,000)	当社委任契約先
板橋 昌一	東京都日野市	個人事業主	2	248,000 (124,000)	当社委任契約先
薄木 英治	愛知県名古屋市中白区	会社員	2	248,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
田中 葵	大阪府大阪市北区	会社員	2	248,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
大石 由麻	神奈川県川崎市中原区	会社員	2	248,000 (124,000)	当社従業員
富田 剛太郎	東京都世田谷区	会社員	2	248,000 (124,000)	当社従業員
大島 和隆	神奈川県横浜市青葉区	個人事業主	2	248,000 (124,000)	当社委任契約先
大西 均	神奈川県横須賀市	会社員	1	124,000 (124,000)	当社従業員
山口 由佳里	神奈川県川崎市幸区	会社員	1	124,000 (124,000)	子会社従業員
永島 健一	愛知県名古屋市中区	会社員	1	124,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
神間 達博	東京都世田谷区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
櫻井 謙	東京都墨田区	会社員	1	124,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
長谷川 厚士	神奈川県横浜市神奈川区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
大山 慶一郎	神奈川県横浜市中区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
高垣 速人	大阪府吹田市	会社員	1	124,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
日野 雅司	千葉県浦安市	会社員	1	124,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
前田 沙織	東京都大田区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
村山 修	神奈川県藤沢市	会社員	1	124,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
山田 潤一郎	静岡県静岡市葵区	会社員	1	124,000 (124,000)	子会社従業員、当社委任契約先
長屋 秀和	神奈川県横浜市緑区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
神野 晃郎	千葉県市川市	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
鈴木 忍	千葉県我孫子市	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
川田 重信	東京都三鷹市	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
三島 康爾	兵庫県神戸市東灘区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
阪田 浩之	広島県広島市中区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
林 道德	東京都渋谷区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
富岡 健治	福岡県福岡市中央区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
愛宕 英樹	東京都中央区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先
石垣 博史	埼玉県さいたま市中央区	個人事業主	1	124,000 (124,000)	当社委任契約先

(注) 1. 濱崎洋、諸富滋、松波精二、吉川昌利は、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

2. 諸富滋は、2019年6月27日に子会社取締役を選任されております。

3. 松波精二は、2020年6月29日に当社取締役を選任されております。

4. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の数値を記載しております。

第2回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
田中 譲治	東京都世田谷区	会社役員	64	7,936,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社代表取締役 社長、子会社取締役)
塩本 かおり	東京都世田谷区	会社員	38	4,712,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名) 当社従業員
守屋 顕一	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	38	4,712,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社取締役、子 会社取締役)
石原 章太郎	神奈川県鎌倉市	会社役員	38	4,712,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社取締役)
島田 和紀	東京都武蔵野市	会社役員	38	4,712,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社取締役、子 会社取締役)
濱崎 洋	神奈川県横浜市港北区	会社役員	30	3,720,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、子会社取締役) 当社従業員
諸富 滋	神奈川県川崎市麻生区	会社員	30	3,720,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名) 当社従業員
松波 精二	千葉県船橋市	会社員	30	3,720,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名) 当社従業員
吉川 昌利	神奈川県横浜市港南区	会社役員	12	1,488,000 (124,000)	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当社監査等委員 である取締役)
大木 百合子	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	11	1,364,000 (124,000)	当社従業員

- (注) 1. 石原章太郎は、2020年6月29日に当社取締役を退任しております。
2. 諸富滋は、2019年6月27日に子会社取締役に選任されております。
3. 松波精二は、2020年6月29日に当社取締役に選任されております。
4. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者を除く)20名、割当株式の総数80株に関する記載は省略しております。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の数値を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称		住 所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
石原 章太郎	※1, 8	神奈川県鎌倉市	89,200 (7,800)	11.47 (1.00)
中道 謙	※1	東京都中央区	80,000	10.29
田中 譲治	※1, 2, 6	東京都世田谷区	47,000 (13,000)	6.04 (1.67)
原田 茂行	※1, 8	神奈川県横浜市神奈川区	28,000	3.60
塩本 かおり	※1, 9	東京都世田谷区	27,800 (7,800)	3.58 (1.00)
守屋 顕一	※1, 3, 6	神奈川県横浜市戸塚区	27,800 (7,800)	3.58 (1.00)
島田 和紀	※1, 3, 6	東京都武蔵野市	27,800 (7,800)	3.58 (1.00)
濱崎 洋	※1, 6, 9	神奈川県横浜市港北区	26,200 (6,200)	3.37 (0.80)
諸富 滋	※1, 6, 9	神奈川県川崎市麻生区	22,200 (6,200)	2.85 (0.80)
清田 秀彦	※1, 8, 10	東京都大田区	22,000	2.83
松波 精二	※1, 3	千葉県船橋市	22,000 (6,000)	2.83 (0.77)
吉川 昌利	※1, 4	神奈川県横浜市港南区	18,600 (2,600)	2.39 (0.33)
株式会社博真舎	※5	神奈川県川崎市麻生区上麻生 2-25-23	14,000	1.80
中川 洋	※4	神奈川県横浜市青葉区	14,000	1.80
村瀬 博明	※8	神奈川県藤沢市	13,800 (200)	1.77 (0.03)
下澤 弘年	※8	京都府京都市左京区	12,000	1.54
鷲見 努	※8	東京都武蔵野市	9,600	1.23
酒井 研夫	※8	福岡県太宰府市	9,600	1.23
西田 繕章博	※8	福岡県筑紫野市	9,600	1.23
大木 百合子	※9	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	8,400 (2,400)	1.08 (0.31)
井垣 行人	※8	愛知県名古屋市中区	6,800	0.87
田中 宗寿	※8, 10	東京都杉並区	6,000	0.77
今井 尚行		神奈川県横浜市青葉区	5,400	0.69
加藤 裕司	※8	千葉県浦安市	5,400	0.69
金子 豊識	※8	埼玉県川口市	5,400	0.69
清水 康一	※8, 10	千葉県船橋市	5,400	0.69
藤本 寿美夫	※9	神奈川県川崎市川崎区	5,000 (1,000)	0.64 (0.13)
柳田 里美	※9	東京都渋谷区	5,000 (1,000)	0.64 (0.13)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
吉田 茂生 ※8	愛知県名古屋市瑞穂区	4,800	0.62
岡本 一真 ※8	兵庫県加西市	4,400	0.57
糟谷 真理子 ※9	千葉県千葉市稲毛区	4,400 (1,000)	0.57 (0.13)
小林 恭子 ※9	神奈川県横浜市鶴見区	4,400 (1,000)	0.57 (0.13)
佐藤 泰幸 ※9	神奈川県川崎市中原区	4,400 (1,000)	0.57 (0.13)
管 駿介 ※9	神奈川県横浜市港北区	4,400 (1,000)	0.57 (0.13)
岩崎 陽介 ※8, 10	愛知県名古屋市中区	4,400	0.57
松隈 由紀 ※9	神奈川県茅ヶ崎市	4,200 (800)	0.54 (0.10)
沖本 真季 ※9, 10	大阪府大阪市中央区	4,200 (800)	0.54 (0.10)
小野 知美 ※8	東京都葛飾区	4,000	0.51
小山田 翔 ※8, 10	東京都文京区	4,000	0.51
木村 史尚 ※8	埼玉県草加市	4,000	0.51
安東 秀顕 ※8, 10	愛知県名古屋市中区	4,000	0.51
浅野 淳 ※8	愛知県尾張旭市	4,000	0.51
野崎 慎子 ※8	神奈川県川崎市中原区	4,000	0.51
正木 彰夫	東京都練馬区	4,000	0.51
清水 祐司 ※6	神奈川県川崎市宮前区	3,600 (1,000)	0.46 (0.13)
松澤 英樹 ※10	東京都品川区	3,400 (800)	0.44 (0.10)
木皿 亜里沙 ※9	神奈川県横浜市鶴見区	3,400 (1,000)	0.44 (0.13)
大西 均 ※9	神奈川県横須賀市	3,000 (1,000)	0.39 (0.13)
岡野 隆 ※9	神奈川県横浜市磯子区	2,800 (1,000)	0.36 (0.13)
田中 梨花 ※7, 9	東京都世田谷区	2,800 (800)	0.36 (0.10)
山口 由佳里 ※10	神奈川県川崎市幸区	2,800 (800)	0.36 (0.10)
岩野 優子 ※8, 10	千葉県八千代市	2,800	0.36
その他 113名		111,400 (4,800)	14.33 (0.62)
計	—	777,600 (86,600)	100.00 (11.14)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、以下のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
- 3 特別利害関係者等（当社取締役、なお監査等委員を除く）
- 4 特別利害関係者等（当社監査等委員である取締役）

- 5 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社）
 - 6 特別利害関係者等（子会社取締役）
 - 7 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族）
 - 8 当社委任契約先
 - 9 当社従業員
 - 10 子会社従業員
2. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務
執行社員

公認会計士

猿渡 裕子

指定社員業務
執行社員

公認会計士

田部 秀穂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員業務
執行社員

公認会計士 猿渡 裕子

指定社員業務
執行社員

公認会計士 田部 秀穂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月24日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員業務
執行社員

公認会計士 猿渡 裕子

指定社員業務
執行社員

公認会計士 田部 秀穂

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビ

ュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務
執行社員

公認会計士

猿渡 裕子

指定社員業務
執行社員

公認会計士

田部 秀穂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員業務
執行社員 公認会計士 猿渡 裕子

指定社員業務
執行社員 公認会計士 田部 秀穂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



株式会社 アイ・パートナーズ フィナンシャル